

(パブリックコメント用資料)

第 10 次丸亀市高齢者福祉計画  
及び  
第 9 期丸亀市介護保険事業計画  
(案)

閱 覧 用

令和 6 年 1 月

丸亀市

## 目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	4
4 計画の策定体制	4
5 日常生活圏域の設定	5
第2章 高齢者を取り巻く状況	7
1 高齢者等の状況	7
2 介護保険制度における高齢者の状況	13
3 アンケート調査結果からみた高齢者の状況	18
第3章 計画の理念	30
1 基本理念	30
2 基本目標	31
3 施策の体系	32
4 基本目標に対する成果指標	33
第4章 施策の展開	34
基本目標1 医療や介護が必要になっても、可能な限り在宅で生活できる体制づくり	34
1 医療・介護の連携強化	35
2 2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備	36
3 高齢者の住まいの確保	40
基本目標2 支援を要する高齢者を支える体制づくり	41
1 要支援者や一人暮らし高齢者等を支えるサービスの充実	42
2 高齢者を支える地域の体制づくり	45
基本目標3 認知症の人が自分らしく生活できる地域づくり	51
1 認知症施策の推進	52
2 権利擁護の推進	56
基本目標4 地域づくりと連携した介護予防・健康づくりの推進	60
1 介護予防・健康づくりの充実	61
2 生きがいつくりと社会参加の推進	64
第5章 介護保険等サービス見込量	68
1 要介護・要支援認定者数の推計	68
2 介護保険施設・地域密着型サービスの整備計画	69
3 介護保険サービス量の見込み	70
第6章 計画の推進に向けて	78
1 推進体制の整備・強化	78

2	災害や感染症対策に係る体制整備 .....	78
3	介護給付の適正化 .....	79
4	保険者機能強化推進交付金等の活用 .....	79
5	計画の点検及び評価 .....	79
	資料 .....	80
1	前計画の基本目標に対する成果指標の達成状況 .....	80
2	前計画の指標の取組状況 .....	82

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

高齢化の進展に伴い要介護高齢者が増加する一方、核家族化の進行など、要介護者を支えてきた家族をめぐる状況の変化に対応し、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成12年（2000年）4月に介護保険制度がスタートし、既に20年以上が経過し、定着・発展しているところです。

この間、高齢化の進展に伴う要介護者の増加、それに起因する介護給付費の増加、更に介護保険料の上昇、介護サービス提供体制の充実を支える介護従事者の育成・確保、地域医療と介護の連携、認知症対策など、様々な課題が顕在化してきています。

令和7年（2025年）には、いわゆる団塊の世代<sup>1</sup>すべてが後期高齢者（75歳以上）となり、令和22年（2040年）には、団塊ジュニア世代<sup>2</sup>が65歳以上となり、現役世代が急減することが見込まれています。また、要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は、令和42年（2060年）頃まで増加傾向が続くことが見込まれており、今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化のピークを超える地域もあるなど、人口構成の変化や医療・介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なってきます。

国では、こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステム<sup>3</sup>の深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を検討することが重要であるとしています。

本市では、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とした第9次丸亀市高齢者福祉計画及び第8期丸亀市介護保険事業計画において、「高齢者が生きがいを持って安心して自分らしく生活できるまちづくり」を基本理念に掲げ、2025・2040年を見据えて、地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むと共に、包括的な支援体制の一つとして「地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築」等に取り組んできました。

本市の人口推計では、後期高齢者人口のピークが2030年頃であり、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれる中で、2025年に向けて構築を図っている地域包括ケアシステムを更に深化・推進するとともに、介護ニーズの増大と労働力の制約への対応を両立させ、制度の持続可能性を確保することが重要となっています。

これまでの関連施策の取組状況やその分析による今後の課題、調査に基づく高齢者の実態や意識などを踏まえた上で、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までを計画期間とする「第10次丸亀市高齢者福祉計画及び第9期丸亀市介護保険事業計画」を策定し、2040年を見据えた、今後3年間の施策の考え方及び目標を定めるものとします。

<sup>1</sup> 団塊の世代：戦後の主に1947（昭和22）年から1949（昭和24）年に生まれた世代、出生数・率が以後のどの世代よりも高い。

<sup>2</sup> 団塊ジュニア世代：1971（昭和46）年から1974（昭和49）年頃の第二次ベビーブーム期に生まれた世代のこと。団塊世代の子供にあたる世代。

<sup>3</sup> 地域包括ケアシステム：地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的根拠

「高齢者福祉計画」は老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき、「介護保険事業計画」は、介護保険法第 117 条の規定に基づき、それぞれ策定が義務付けられています。

この二つの計画は、各法において「一体のものとして作成」することが定められており、高齢者を取り巻く施策の円滑な実施には、各分野の連携が不可欠であることから、二つの計画を合わせた総合的な計画とします。

また、本計画を、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 23 条の「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を包含するものとして位置づけます。

### (2) 他の計画との関係

本計画は、「第 2 次丸亀市総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉事業と介護保険事業を一体的に推進するための福祉部門計画と位置付けます。

本計画で展開する施策については、「丸亀市地域福祉計画」をはじめ、「丸亀市健康増進計画『健やか まるがめ 21』」、「丸亀市障がい福祉計画」などの計画の施策との連携が必要となることから、他の計画との整合を図りながら策定します。

また、香川県の「第 9 期香川県高齢者保健福祉計画(計画期間:令和 6 年度～令和 8 年度)」との整合を図ります。

#### 【関連計画】

計画名	計画期間
第 9 期香川県高齢者保健福祉計画	令和 6 ～令和 8 年度
第 2 次丸亀市総合計画	(基本構想) 平成 30～令和 7 年度 (後期基本計画) 令和 4 ～令和 7 年度
第 3 次丸亀市地域福祉計画	令和 3 ～令和 7 年度
第 3 次丸亀市障がい者基本計画	令和 3 ～令和 8 年度
第 7 期丸亀市障がい福祉計画	令和 6 ～令和 8 年度
第 2 次丸亀市健康増進計画「健やか まるがめ 21」	平成 29～令和 8 年度
丸亀市地域防災計画	平成 17 年度～(毎年度更新)
第 4 次丸亀市生涯学習推進計画	令和 4 ～令和 7 年度
第 3 次丸亀市スポーツ振興ビジョン	令和 4 ～令和 8 年度

### (3) 「持続可能な開発目標 (SDGs)」との関連

国際連合では、開発分野における国際社会共通の課題である持続可能な開発の推進に向け、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、令和 12 年 (2030 年) までに持続可能で、よりよい世界をめざす国際目標として SDG s を定めています。これは、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことをうたい、発展途上国のみならず、全ての国がその実現に向けて努力すべきものとされています。

本市においては、SDG s の実現は、行政分野の枠をこえて全庁的に取り組むべき指針として位置づけられており、今後の取り組みの充実を図っているところです。

こうしたことから、本計画の目的や目標達成に向けた取り組みが SDG s の実現につながるよう、本計画を策定・推進することとします。また、本計画と関連性が高い目標として以下の「3」「11」が挙げられます。



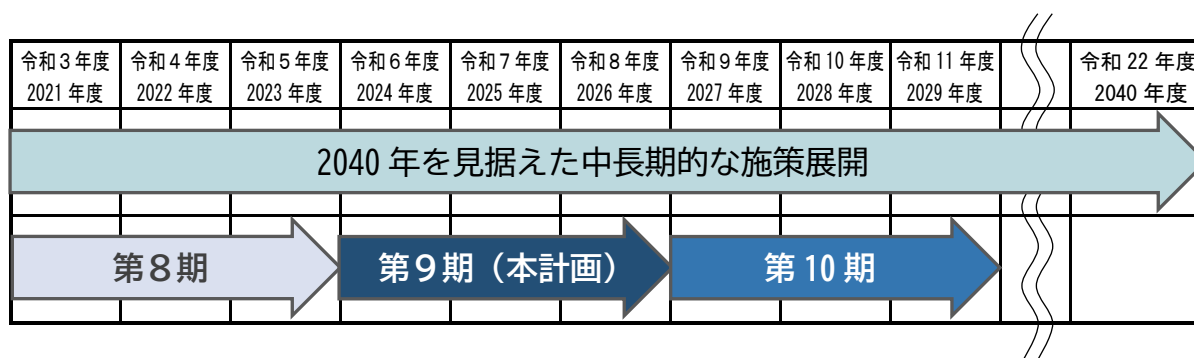
※SDGs のゴール (達成目標) を示すアイコン

### 3 計画期間

令和3年（2021年）3月に策定した計画を見直し、計画期間を令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とした新たな計画を策定します。

本計画の期間において、団塊の世代の全員が75歳以上の後期高齢者となる、これまで「地域包括ケアシステムの構築」の目途としていた令和7年（2025年）を迎える中、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、中長期的な視野に立った計画として策定します。

また、次期計画は本計画の最終年度に策定することとします。



### 4 計画の策定体制

#### （1）丸亀市福祉推進委員会（丸亀市介護保険事業計画等策定委員会）

社会全体で高齢社会に対する取り組みを行っていく必要があるため、本計画の策定にあたっては、行政機関内部だけでなく、学識経験者や保健・医療・福祉関係者、介護保険の被保険者等で構成された「丸亀市福祉推進委員会」において審議し、その提言を計画に反映させています。

#### （2）行政機関内部の体制

市民に最も身近な自治体として、高齢者を対象とした保健福祉施策を総合的に推進するため、関係部局との協議及び連絡調整を図りました。

#### （3）市民アンケート調査の実施

本計画策定において、市民の意見を広く求めるため、各種アンケート調査を行い、実態及びニーズの把握に努めました。

#### （4）パブリックコメントの実施

令和6年1月に広く市民の意見を求めるため、計画（案）についてパブリックコメントを実施しました。

## 5 日常生活圏域の設定

本市においては、第3期計画から地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、市内を5圏域（「東部圏域」、「西部圏域」、「南部圏域」、「綾歌圏域」、「飯山圏域」）に区分した日常生活圏域を設定しています。

### 【日常生活圏域の範囲】

#### ◇東部圏域

風袋町、瓦町、葭町、米屋町、松屋町、魚屋町、宗古町、西平山町、港町、通町、福島町、新町、一番丁、本島町、牛島、飯野町、富士見町、土居町、城東町、御供所町、北平山町、大手町、土器町

#### ◇西部圏域

富屋町、浜町、本町、塩飽町、南条町、六～十番丁、城南町、今津町、津森町、金倉町、中津町、新田町、広島町、広島町小手島、手島町、昭和町、蓬莱町、西本町、幸町、城西町、中府町、新浜町、前塩屋町、塩屋町、天満町

#### ◇南部圏域

田村町、山北町、柞原町、川西町、郡家町、三条町、原田町、垂水町、原田団地

#### ◇綾歌圏域

綾歌町（岡田上、岡田下、岡田西、岡田東、栗熊西、栗熊東、富熊）

#### ◇飯山圏域

飯山町（上法軍寺、下法軍寺、東小川、西坂元、真時、川原、東坂元）



### 【各日常生活圏域の概要】

区分	単位	東部	西部	南部	綾歌	飯山	合計
面積	km <sup>2</sup>	20.88	29.14	14.96	26.96	19.89	111.83
総人口	人	25,556	21,404	36,685	10,693	16,903	111,241
高齢者人口	人	7,549	6,236	9,377	3,628	5,271	32,061
高齢化率	%	29.5	29.1	25.6	33.9	31.2	28.8
第1号要介護認定者数 (住所地特例者を除く)	人	1,371	1,242	1,420	646	913	5,592
要介護認定率	%	18.2	19.9	15.1	17.8	17.3	17.4%

資料：住民基本台帳（令和5年10月1日現在）



【介護保険サービス事業所等の状況】

区分	単位	東部	西部	南部	綾歌	飯山	合計
居宅サービス(訪問)							
訪問介護	か所	7	6	6	2	5	26
訪問入浴介護	か所	1	0	0	0	0	1
訪問看護	か所	5	4	5	1	3	18
居宅サービス(通所)							
通所介護	か所	6	3	5	2	4	20
通所リハビリテーション	か所	4	3	4	1	1	13
短期入所サービス							
短期入所生活介護(ショートステイ)	か所	4	1	2	2	1	10
	床	60	10	42	40	18	170
短期入所療養介護(医療型)	か所	1	0	2	1	1	5
特定施設入所者生活介護	か所	1	2	1	1	0	5
	床	50	66	30	30	0	176
居宅介護支援	か所	6	6	9	2	7	30
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	か所	0	1	0	0	0	1
地域密着型通所介護	か所	3	3	8	1	3	18
認知症対応型通所介護	か所	1	0	1	0	1	3
看護小規模多機能型居宅介護	か所	0	2	0	0	0	2
	人	0	58	0	0	0	58
小規模多機能型居宅介護	か所	0	1	2	1	0	4
	人	0	29	58	29	0	116
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	か所	4	2	3	1	2	12
	床	45	27	54	18	27	171
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	か所	2	0	0	1	0	3
	床	58	0	0	29	0	87
地域密着型 特定施設入所者生活介護	か所	0	1	0	0	0	1
	床	0	29	0	0	0	29
施設サービス							
介護老人福祉施設	か所	2	1	2	1	1	7
	床	111	50	100	80	110	451
介護老人保健施設	か所	1	0	2	1	1	5
	床	60	0	135	74	80	349
その他							
生きがいデイサービス (うち介護保険事業所)	か所	5	1	2	3	2	13
	か所	5	0	2	2	2	11
養護老人ホーム <sup>4</sup>	か所	0	1	1	0	0	2
	床	0	75	80	0	0	155
軽費老人ホーム <sup>5</sup> (特定施設の指定を受けていないもの)	か所	1	1	2	0	1	5
	床	40	80	65	0	30	215
サービス付き高齢者向け住宅 <sup>6</sup> (特定施設の指定を受けていないもの)	か所	3	3	2	0	0	8
	戸	88	71	64	0	0	223
老人介護支援センター	か所	2	1	2	0	1	6
老人福祉センター	か所	0	0	0	1	0	1
有料老人ホーム(特定施設の指定を受けていないもの)	か所	1	1	2	0	0	4
	戸	73	25	35	0	0	133

資料：高齢者支援課（令和5年10月1日現在）

<sup>4</sup> 養護老人ホーム：環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者の入所施設。入居者を養護し、自立した生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設。

<sup>5</sup> 軽費老人ホーム：家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な60歳以上（夫婦の場合、どちらか一方が60歳以上）の者が低額な料金で利用できる施設。経過的軽費老人ホームとして食事を提供するA型と、自炊を原則とするB型がある。

<sup>6</sup> サービス付き高齢者向け住宅：生活支援のためのサービスを提供する賃貸等の住まいで、床面積やバリアフリー等、構造や設備が一定の要件を満たし、県の登録を受けたもの。

## 第2章 高齢者を取り巻く状況

### 1 高齢者等の状況

#### (1) 人口の推移

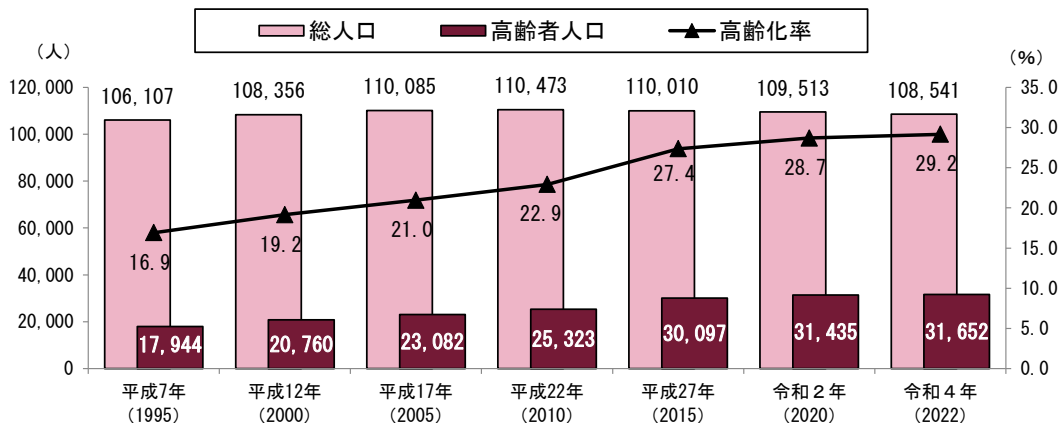
本市の総人口は平成22年以降、増加から減少に転じています。高齢者人口をみると、65～74歳の人口は令和2年以降には減少に転じていますが、75歳以上の人口は平成7年から一貫して増加を続けており、令和4年には平成7年の2倍以上となっています。高齢化率も同様に上昇を続けており、令和4年には総人口の約3分の1が高齢者となっています。

【総人口と性別・年齢区分別人口の推移】

単位：人

	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和4年 (2022)
総人口	106,107	108,356	110,085	110,473	110,010	109,513	108,541
男性	51,083	52,018	53,090	53,633	53,183	53,018	52,491
女性	55,024	56,338	56,995	56,840	56,827	56,495	56,050
40～64歳	37,960	37,855	37,491	36,487	35,857	35,349	35,345
総人口比	35.8%	34.9%	34.1%	33.0%	32.6%	32.3%	32.6%
65～74歳	10,405	11,624	11,804	12,439	15,774	15,944	15,394
総人口比	9.8%	10.7%	10.7%	11.3%	14.3%	14.6%	14.2%
65～69歳	5,866	6,125	6,036	6,808	9,244	7,407	6,734
70～74歳	4,539	5,499	5,768	5,631	6,530	8,537	8,660
75歳以上	7,539	9,136	11,278	12,884	14,323	15,491	16,258
総人口比	7.1%	8.4%	10.2%	11.7%	13.0%	14.1%	15.0%
75～79歳	3,322	3,997	4,930	5,131	5,171	5,785	6,128
80～84歳	2,445	2,703	3,277	4,041	4,406	4,335	4,481
85歳以上	1,772	2,436	3,071	3,712	4,746	5,371	5,649
高齢者人口	17,944	20,760	23,082	25,323	30,097	31,435	31,652
高齢化率	16.9%	19.2%	21.0%	22.9%	27.4%	28.7%	29.2%

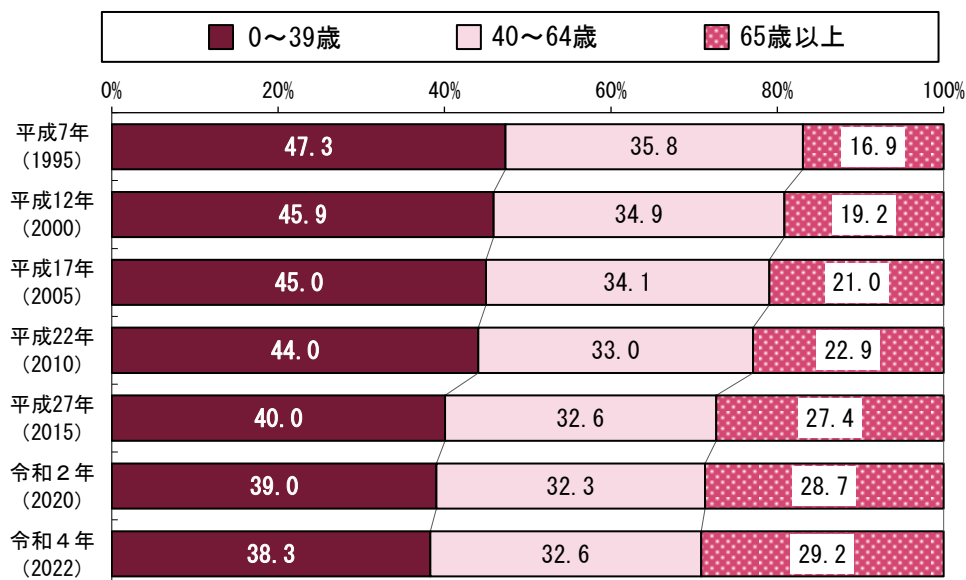
【総人口と高齢者人口割合の推移】



資料：国勢調査、令和4年のみ香川県人口移動調査報告（各年10月1日現在）

年齢3階層別人口構成の推移をみると、0～39歳の人口構成比は年々減少しているのに対し、65歳以上の人口構成比は上昇を続けており、平成7年の16.9%から令和4年には29.2%と12.3ポイント上昇しています。

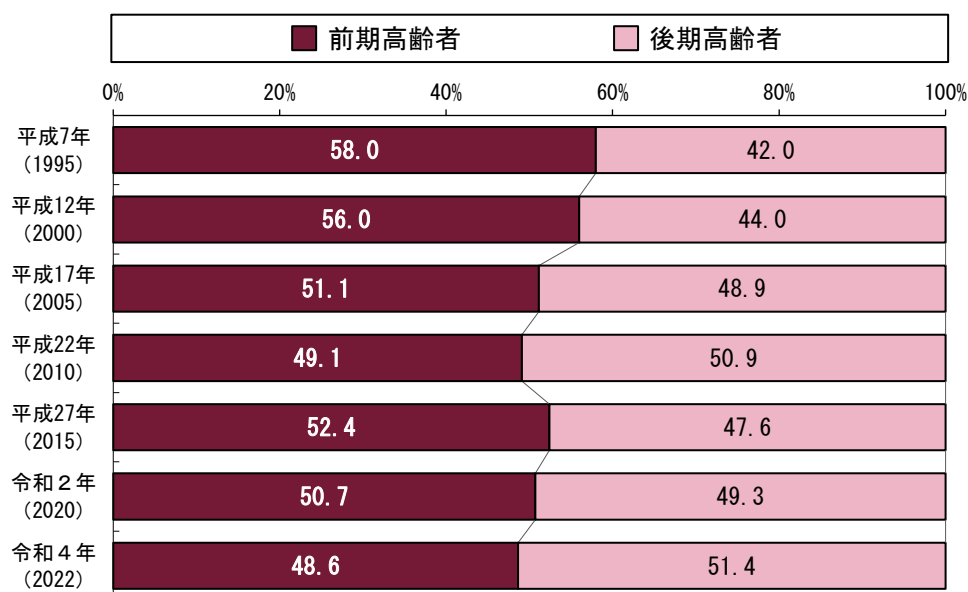
【年齢3階層別人口構成の推移】



資料：国勢調査、令和4年のみ香川県人口移動調査報告（各年10月1日現在）

本市の前期・後期高齢者割合の推移をみると、平成7年から、後期高齢者の構成比は上昇し続け、令和4年には、高齢者人口の半数以上を後期高齢者が占めています。

【前期・後期高齢者割合の推移】



資料：国勢調査、令和4年のみ香川県人口移動調査報告（各年10月1日現在）

## (2) 人口の将来推計

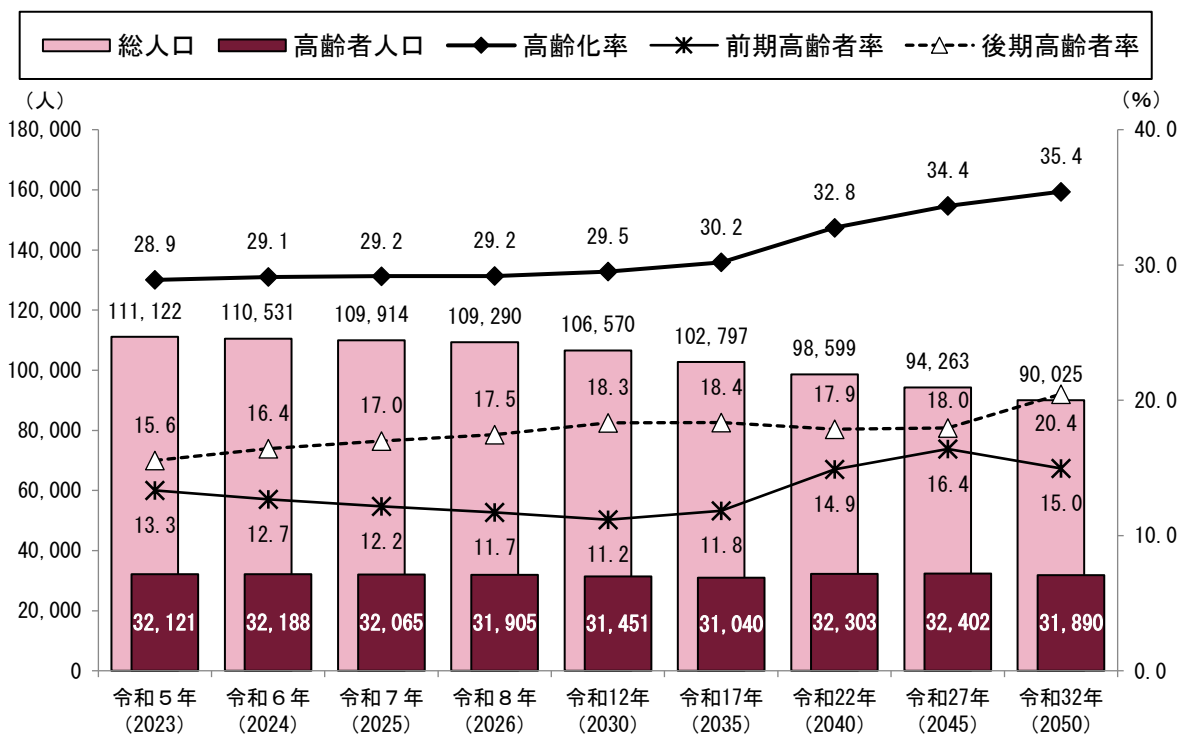
本市の総人口は減少が続くことが予測されます。高齢者人口は令和6年まで増加傾向ですが、一旦減少に転じ、令和17年以降には再び増加に転じることが予測されます。また、高齢化率は年々上昇すると推計されています。

【人口の将来推計】

単位：人

	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)
総人口	111,122	110,531	109,914	109,290	106,570	102,797	98,599	94,263	90,025
0～39歳	42,407	41,756	41,195	40,625	38,728	36,625	34,498	32,504	30,487
(総人口比)	38.2%	37.8%	37.5%	37.2%	36.3%	35.6%	35.0%	34.5%	33.9%
40～64歳	36,594	36,587	36,654	36,760	36,391	35,132	31,798	29,357	27,648
(総人口比)	32.9%	33.1%	33.3%	33.6%	34.1%	34.2%	32.2%	31.1%	30.7%
65～74歳	14,826	14,026	13,382	12,817	11,913	12,175	14,699	15,465	13,484
(総人口比)	13.3%	12.7%	12.2%	11.7%	11.2%	11.8%	14.9%	16.4%	15.0%
75歳以上	17,295	18,162	18,683	19,088	19,538	18,865	17,604	16,937	18,406
(総人口比)	15.6%	16.4%	17.0%	17.5%	18.3%	18.4%	17.9%	18.0%	20.4%
高齢者人口	32,121	32,188	32,065	31,905	31,451	31,040	32,303	32,402	31,890
高齢化率	28.9%	29.1%	29.2%	29.2%	29.5%	30.2%	32.8%	34.4%	35.4%

【人口の将来推計と高齢化率】

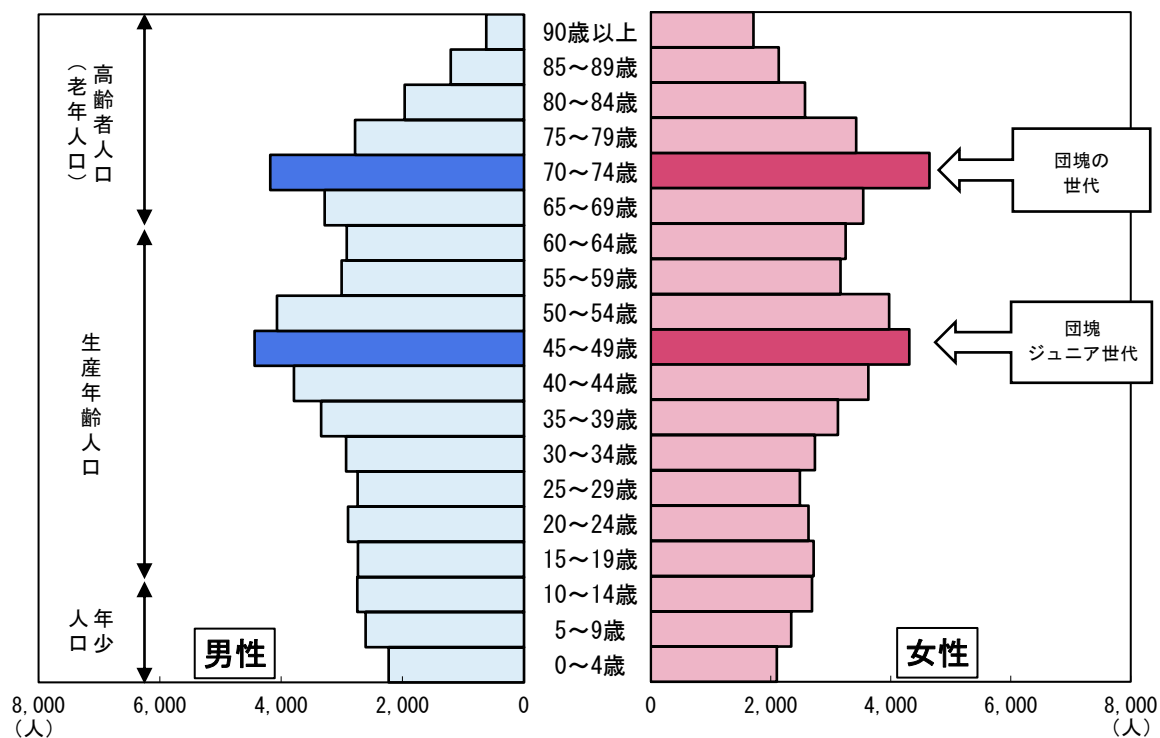


※資料 住民基本台帳  
各年10月1日現在 コーホート要因法により推計

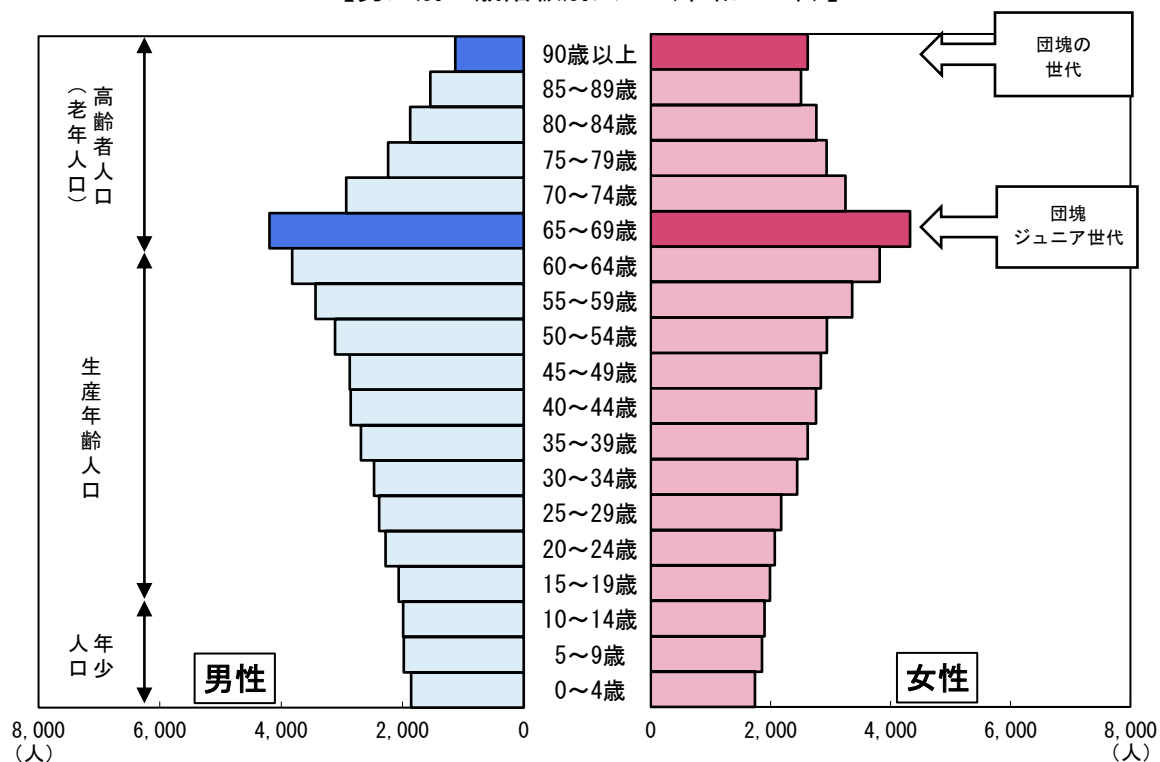
### (3) 人口ピラミッド

男女別5歳階級別人口を人口ピラミッドで見ると、男女ともに団塊の世代にあたる70～74歳と、団塊ジュニア世代にあたる45～49歳が多くなっています。

【男女別5歳階級別人口（令和4年）】



【男女別5歳階級別人口（令和22年）】



#### (4) 高齢者のいる世帯の推移

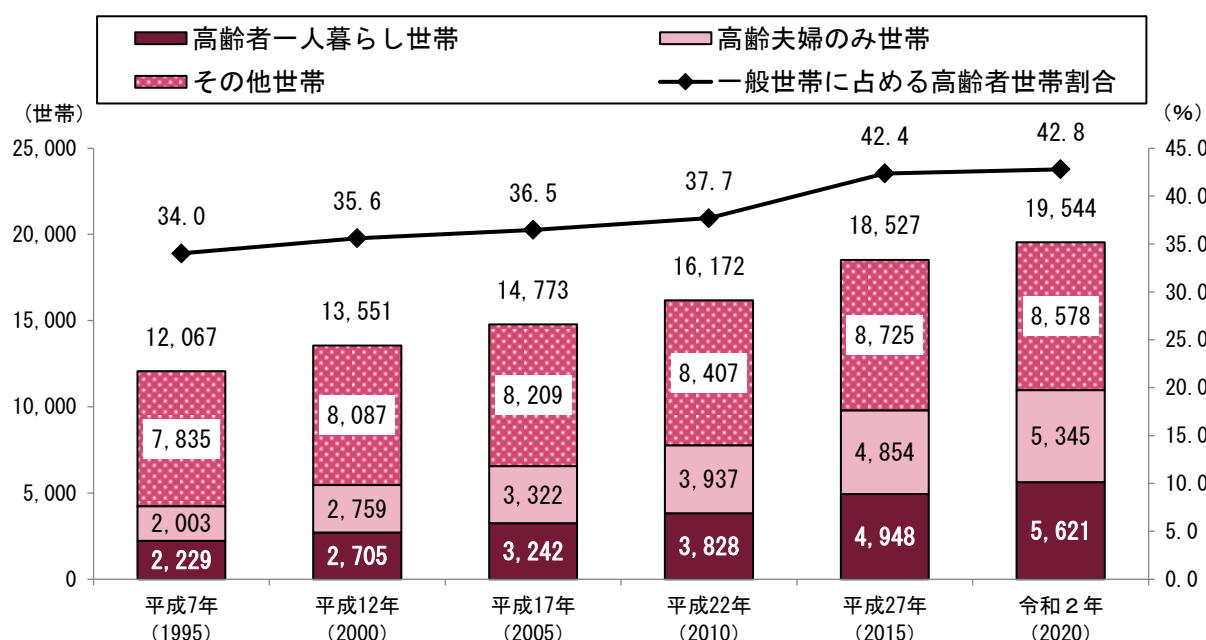
高齢者のいる世帯の推移をみると、高齢者一人暮らし世帯数、高齢夫婦のみ世帯数はいずれも年々増加しています。平成7年と比較すると、令和2年には、高齢者一人暮らし世帯数は約2.5倍、高齢夫婦のみ世帯数は約2.7倍の増加となっています。

また、これらの世帯数の増加に伴い、一般世帯に占める高齢者世帯割合は、平成27年以降は40%以上を占めています。

【高齢者のいる世帯数の推移】

単位：世帯

	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
一般世帯数	35,471	38,063	40,501	42,895	43,731	45,617
高齢者を含む世帯数	12,067	13,551	14,773	16,172	18,527	19,544
	34.0%	35.6%	36.5%	37.7%	42.4%	42.8%
高齢者一人暮らし世帯数	2,229	2,705	3,242	3,828	4,948	5,621
	6.3%	7.1%	8.0%	8.9%	11.3%	12.3%
高齢夫婦のみ世帯数	2,003	2,759	3,322	3,937	4,854	5,345
	5.6%	7.2%	8.2%	9.2%	11.1%	11.7%
その他世帯	7,835	8,087	8,209	8,407	8,725	8,578
	22.1%	21.2%	20.3%	19.6%	20.0%	18.8%



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## (5) 高齢者の就業状況

令和2年の65歳以上の就業人口に占める割合をみると、卸売業・小売業、農業、製造業、医療・福祉などについている人が10%台となっています。

また、業種別総数に65歳以上就業人口が占める割合をみると、第一次産業の農業は66.8%、漁業は46.4%などとなっており、特に第一次産業で高齢者の占める割合が高くなっています。

### 【高齢者の就業状況 令和2（2020）年】

単位：人

		全就業人口		65歳以上就業人口			
		人数	全就業人口に占める割合	人数	全就業人口に占める割合	65歳以上就業人口に占める割合	業種別総数に占める割合
総数		50,744	100.0%	7,751	15.3%	100.0%	-
第 一 次	農業	1,777	3.5%	1,187	2.3%	15.3%	66.8%
	林業	11	0.02%	1	0.0%※	0.01%	9.1%
	漁業	110	0.2%	51	0.1%	0.7%	46.4%
第 二 次	鉱業・採石業・砂利採取業	25	0.05%	7	0.01%	0.1%	28.0%
	建設業	3,772	7.4%	643	1.3%	8.3%	17.0%
	製造業	10,870	21.4%	810	1.6%	10.5%	7.5%
第 三 次	電気・ガス・熱供給・水道業	299	0.6%	21	0.04%	0.3%	7.0%
	情報通信業	408	0.8%	15	0.03%	0.2%	3.7%
	運輸業・郵便業	2,799	5.5%	330	0.6%	4.3%	11.8%
	卸売業・小売業	7,590	15.0%	1,210	2.4%	15.6%	15.9%
	金融業・保険業	954	1.9%	66	0.1%	0.9%	6.9%
	不動産業・物品賃貸業	710	1.4%	221	0.4%	2.9%	31.1%
	学術研究・専門・技術サービス業	1,272	2.5%	212	0.4%	2.7%	16.7%
	宿泊業・飲食サービス業	2,542	5.0%	455	0.9%	5.9%	17.9%
	生活関連サービス業・娯楽業	1,685	3.3%	284	0.6%	3.7%	16.9%
	教育・学習支援業	2,479	4.9%	213	0.4%	2.7%	8.6%
	医療・福祉	7,533	14.8%	778	1.5%	10.0%	10.3%
	複合サービス事業	394	0.8%	12	0.02%	0.2%	3.0%
	サービス業（他に分類されないもの）	2,533	5.0%	683	1.3%	8.8%	27.0%
公務（他に分類されるものを除く）	1,522	3.0%	59	0.1%	0.8%	3.9%	
分類不能の産業	1,459	2.9%	493	1.0%	6.4%	33.8%	

資料：国勢調査（10月1日現在）

※割合が0.01%未満の場合は0.0%と表示されています。

## 2 介護保険制度における高齢者の状況

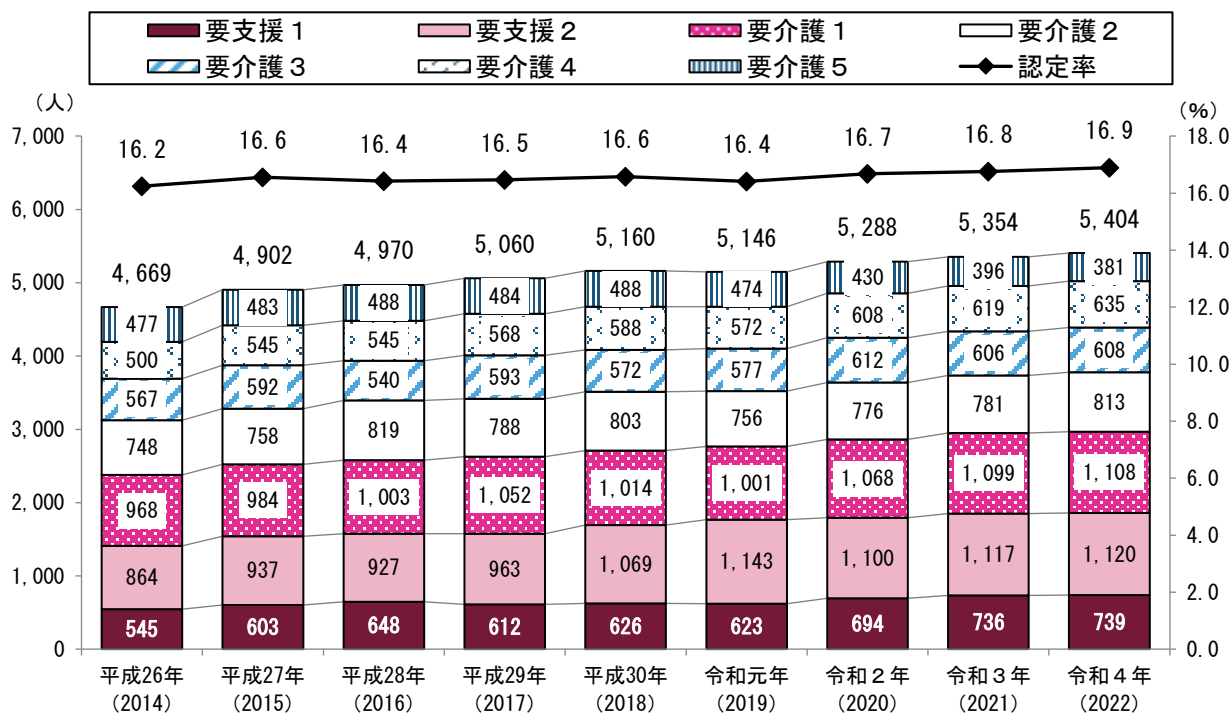
### (1) 要支援・要介護度別認定者数の状況

本市の、要支援・要介護度別認定者数の推移をみると、平成26年の4,669人から令和4年には5,404人と735人増加しています。それぞれの要介護度別認定者数は、増減を繰り返しながら概ね増加傾向で推移していますが、要介護5については減少傾向がみられます。また、認定率は、ほぼ横ばいの数値で推移し、令和4年には16.9%となっています。

【認定者数・認定率の推移】

単位：人

	H26年 (2014)	H27年 (2015)	H28年 (2016)	H29年 (2017)	H30年 (2018)	R元年 (2019)	R2年 (2020)	R3年 (2021)	R4年 (2022)
第1号被保険者数	28,752	29,601	30,264	30,733	31,118	31,356	31,702	31,955	31,980
認定者数	4,669	4,902	4,970	5,060	5,160	5,146	5,288	5,354	5,404
要支援1	545	603	648	612	626	623	694	736	739
要支援2	864	937	927	963	1,069	1,143	1,100	1,117	1,120
要介護1	968	984	1,003	1,052	1,014	1,001	1,068	1,099	1,108
要介護2	748	758	819	788	803	756	776	781	813
要介護3	567	592	540	593	572	577	612	606	608
要介護4	500	545	545	568	588	572	608	619	635
要介護5	477	483	488	484	488	474	430	396	381
認定率	16.2%	16.6%	16.4%	16.5%	16.6%	16.4%	16.7%	16.8%	16.9%



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）



## (2) 年齢階層別の要支援・要介護認定者の割合

本市の令和5年9月末現在における第1号被保険者の認定者数をみると、前期高齢者が518人、後期高齢者が5,052人となっており、認定者全体の約1割が前期高齢者、約9割が後期高齢者となっています。

また、要介護度別にみると、前期高齢者では要介護5（11.1%）、後期高齢者では要介護1（92.5%）において、全体に占める割合が高くなっています。

### 【年齢階層別の認定者数】

単位：人

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者	823	1,156	1,114	836	604	653	384	5,570
	98.8%	98.2%	99.2%	97.2%	98.1%	97.6%	96.5%	98.1%
前期高齢者 (65～74歳)	80	115	75	92	59	53	44	518
	9.6%	9.8%	6.7%	10.7%	9.6%	7.9%	11.1%	9.1%
後期高齢者 (75歳以上)	743	1,041	1039	744	545	600	340	5,052
	89.2%	88.4%	92.5%	86.5%	88.5%	89.7%	85.4%	89.0%
第2号被保険者	10	21	9	24	12	16	14	106
	1.2%	1.8%	0.8%	2.8%	1.9%	2.4%	3.5%	1.9%
総数	833	1,177	1,123	860	616	669	398	5,676

資料：介護保険事業状況報告（令和5年9月末現在）

## (3) 認知症高齢者の状況

本市の令和5年9月末現在の要支援・要介護認定者のうち、認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ<sup>7</sup>以上）は3,107人で、後期高齢者が約9割を占めています。

### 【認知症高齢者数】

単位：人

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
前期高齢者 (65～74歳)	11	4	78	43	34	42	43	255
後期高齢者 (75歳以上)	78	48	943	533	422	502	326	2,852
合計	89	52	1,021	576	456	544	369	3,107

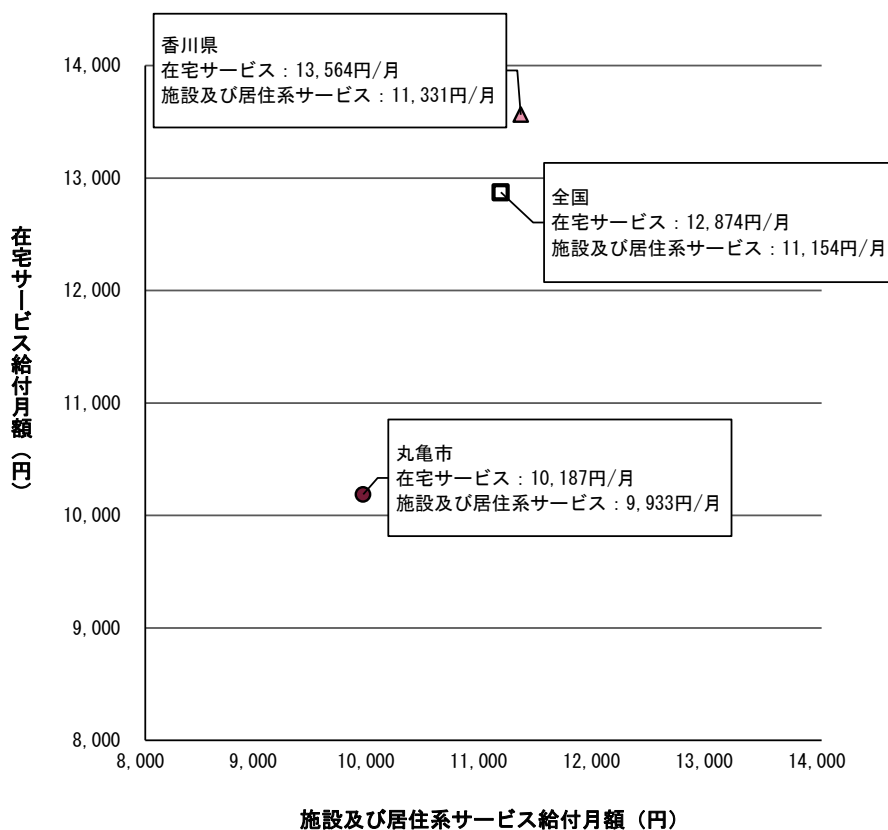
資料：高齢者支援課（令和5年9月末現在）

<sup>7</sup> 日常生活自立度Ⅱ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態

#### (4) 介護保険サービス給付月額の水準

第1号被保険者1人あたり給付月額の水準をみると、在宅サービス、施設及び居住系サービスともに全国、香川県よりも低く、特に在宅サービスでは全国との差が2,687円、香川県との差は3,377円あります。

【第1号被保険者1人あたり給付月額（在宅サービス・施設及び居住系サービス）】



時点：令和5年（2023年）

資料：「介護保険事業状況報告」年報（令和3, 4, 5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

地域包括ケア「見える化」システム

## (5) 介護給付費等の推移

令和4年度の介護給付費について、計画値を実績値が上回ったサービスは、「訪問介護」、「訪問看護」、「居宅療養管理指導」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具購入費」、「住宅改修費」、「居宅介護支援」、「地域密着型通所介護」となっています。一方、計画値を実績値が下回ったサービスは、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」などとなっています。

### 【介護給付費の推移と対計画比】

単位：千円

	令和3年度			令和4年度		
	計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比
	A	B	B/A	C	D	D/C
<b>居宅サービス</b>	<b>3,263,220</b>	<b>3,171,256</b>	<b>97.2%</b>	<b>3,344,422</b>	<b>3,169,450</b>	<b>94.8%</b>
訪問サービス	659,874	688,171	104.3%	677,919	718,383	106.0%
訪問介護	443,855	465,985	105.0%	455,013	487,435	107.1%
訪問入浴介護	37,346	32,713	87.6%	38,877	33,309	85.7%
訪問看護	120,617	131,262	108.8%	124,873	143,470	114.9%
訪問リハビリテーション	20,247	15,303	75.6%	20,258	10,268	50.7%
居宅療養管理指導	37,809	42,908	113.5%	38,898	43,901	112.9%
通所サービス	1,281,243	1,252,012	97.7%	1,310,602	1,191,008	90.9%
通所介護	770,695	774,747	100.5%	791,009	758,806	95.9%
通所リハビリテーション	510,548	477,265	93.5%	519,593	432,202	83.2%
短期入所サービス	464,022	386,658	83.3%	483,951	407,472	84.2%
短期入所生活介護	445,212	368,470	82.8%	463,703	398,163	85.9%
短期入所療養介護	18,810	18,188	96.7%	20,248	9,308	46.0%
特定施設入居者生活介護	361,568	305,610	84.5%	361,769	292,853	81.0%
福祉用具・住宅改修サービス	205,336	230,243	112.1%	210,877	240,108	113.9%
福祉用具貸与	189,870	211,541	111.4%	194,808	223,121	114.5%
特定福祉用具購入費	6,104	6,823	111.8%	6,707	7,084	105.6%
住宅改修費	9,362	11,879	126.9%	9,362	9,903	105.8%
居宅介護支援	291,177	308,562	106.0%	299,304	319,626	106.8%
<b>地域密着型サービス</b>	<b>1,414,269</b>	<b>1,361,875</b>	<b>96.3%</b>	<b>1,560,375</b>	<b>1,335,536</b>	<b>85.6%</b>
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7,769	6,024	77.5%	7,774	2,047	26.3%
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	-
地域密着型通所介護	229,054	234,898	102.6%	234,682	239,267	102.0%
認知症対応型通所介護	27,850	29,443	105.7%	29,003	16,050	55.3%
小規模多機能型居宅介護	181,093	156,619	86.5%	208,340	179,337	86.1%
認知症対応型共同生活介護	447,447	434,037	97.0%	501,646	457,727	91.2%
地域密着型特定施設入居者生活介護	69,563	63,299	91.0%	69,602	66,853	96.1%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	358,819	349,500	97.4%	309,786	276,166	89.1%
看護小規模多機能型居宅介護	92,674	88,055	95.0%	199,542	98,089	49.2%
<b>施設サービス</b>	<b>2,754,815</b>	<b>2,633,387</b>	<b>95.6%</b>	<b>2,799,430</b>	<b>2,622,305</b>	<b>93.7%</b>
介護老人福祉施設	1,282,679	1,218,740	95.0%	1,326,477	1,205,638	90.9%
介護老人保健施設	1,308,544	1,291,353	98.7%	1,309,270	1,283,690	98.0%
介護医療院	154,718	118,356	76.5%	154,804	129,411	83.6%
介護療養型医療施設	8,874	4,938	55.6%	8,879	3,565	40.2%
<b>介護給付費合計</b>	<b>7,432,304</b>	<b>7,166,518</b>	<b>96.4%</b>	<b>7,704,227</b>	<b>7,127,291</b>	<b>92.5%</b>

資料：高齢者支援課

令和4年度の予防給付費について、計画値を実績値が上回ったサービスは、「介護予防訪問看護」、「介護予防居宅療養管理指導」、「介護予防特定福祉用具購入費」などとなっています。一方、計画値を実績値が下回ったサービスは、「介護予防小規模多機能型居宅介護」、「介護予防認知症対応型共同生活介護」などとなっています。

### 【予防給付費の推移と対計画比】

単位：千円

	令和3年度			令和4年度		
	計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比
	A	B	B/A	C	D	D/C
<b>居宅サービス</b>	<b>354,179</b>	<b>364,873</b>	<b>103.0%</b>	<b>361,859</b>	<b>375,844</b>	<b>103.9%</b>
訪問サービス	15,691	20,102	128.1%	16,154	22,538	139.5%
介護予防訪問入浴介護	-	547	-	-	90	-
介護予防訪問看護	11,270	15,493	137.5%	11,647	17,432	149.7%
介護予防訪問リハビリテーション	2,643	1,055	39.9%	2,645	1,012	38.3%
介護予防居宅療養管理指導	1,778	3,006	169.1%	1,862	4,003	215.0%
介護予防通所リハビリテーション	165,851	169,292	102.1%	169,665	166,152	97.9%
短期入所サービス	13,589	6,764	49.8%	13,597	5,432	39.9%
介護予防短期入所生活介護	12,551	6,699	53.4%	12,558	5,070	40.4%
介護予防短期入所療養介護	1,038	64	6.2%	1,039	362	34.8%
介護予防特定施設入居者生活介護	33,867	34,604	102.2%	33,886	39,132	115.5%
福祉用具・住宅改修サービス	73,381	79,589	108.5%	75,560	85,728	113.5%
介護予防福祉用具貸与	55,968	61,853	110.5%	57,239	64,938	113.5%
介護予防特定福祉用具購入費	3,712	4,160	112.1%	3,963	5,088	128.4%
介護予防住宅改修費	13,701	13,576	99.1%	14,358	15,702	109.4%
介護予防支援	51,800	54,522	105.3%	52,997	56,862	107.3%
<b>地域密着型介護予防サービス</b>	<b>22,321</b>	<b>17,163</b>	<b>76.9%</b>	<b>24,651</b>	<b>6,455</b>	<b>26.2%</b>
介護予防認知症対応型通所介護	-	-	-	-	-	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	19,415	12,615	65.0%	21,743	5,974	27.5%
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,906	4,548	156.5%	2,908	481	16.5%
<b>予防給付費合計</b>	<b>376,500</b>	<b>382,036</b>	<b>101.5%</b>	<b>386,510</b>	<b>382,299</b>	<b>98.9%</b>

資料：高齢者支援課

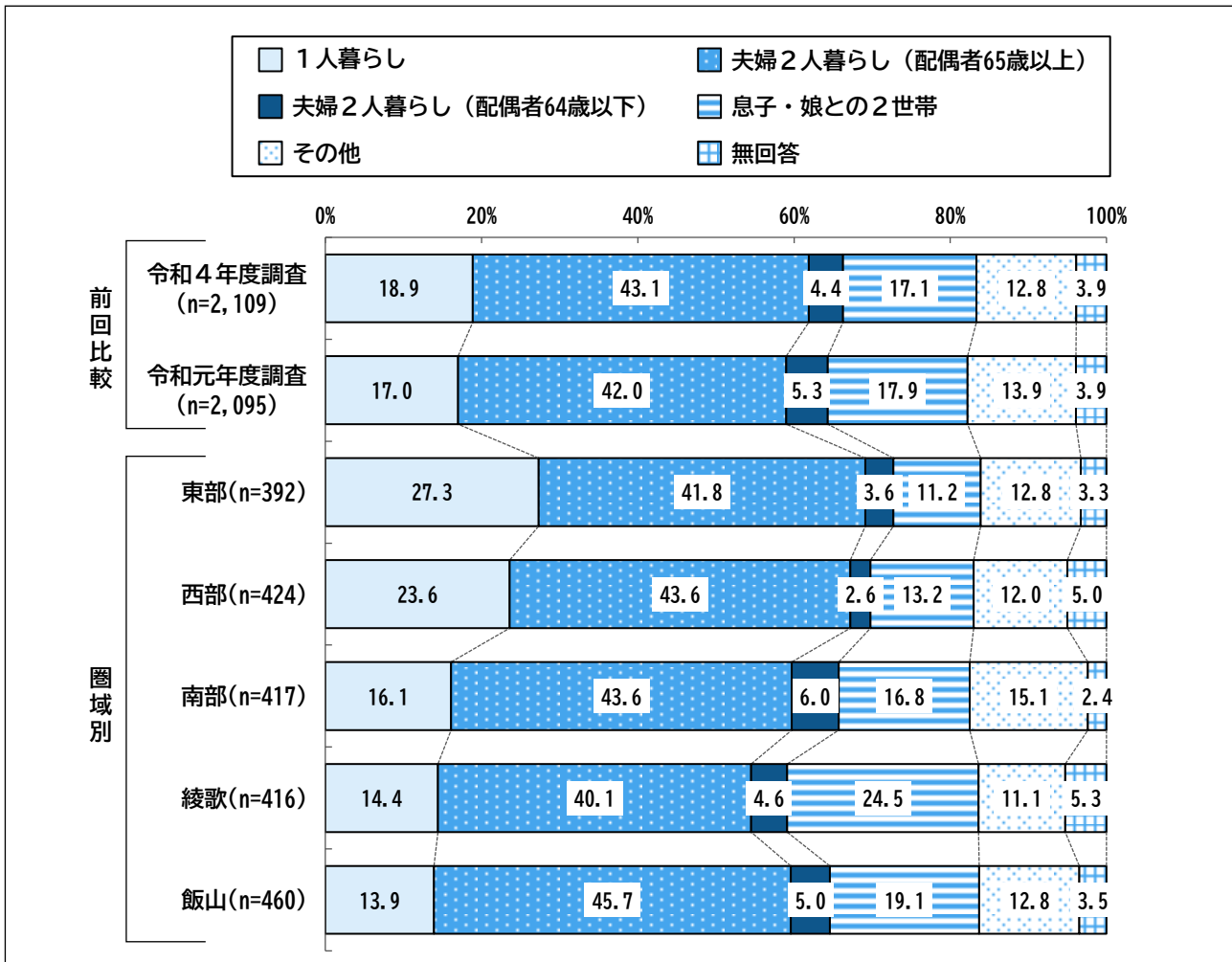
### 3 アンケート調査結果からみた高齢者の状況

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	
調査目的	介護状態になる前の高齢者について、日頃の生活の状況やサービスの利用意向などを調査するもので、今後の高齢者福祉サービスや健康づくりの方策の検討
調査期間	令和4年12月19日から令和5年1月31日まで
対象者	本市の65歳以上の高齢者のうち要介護1～5以外の者 3,000人
調査方法	郵送により調査票を発送・回収
回収状況	有効回答数 2,109人（有効回答率 70.3%）
在宅介護実態調査	
調査目的	「高齢者の在宅生活の継続」と「介護者の就労継続」に向けた介護サービスの在り方を検討
調査期間	令和4年12月19日から令和5年4月28日まで
対象者	在宅で生活をしている要支援、要介護認定を受けている方のうち、調査期間内に更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受けた方
調査数	477人
調査方法	認定調査員が、調査対象者の認定調査の際に、本人及び主たる介護者と対面して当該調査について聞き取りを実施

#### （1）1人暮らし高齢者等への生活支援の充実

- 高齢者の家族構成は、「1人暮らし」が18.9%、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が43.1%となっており、合計で62.0%に及んでいます。前回調査では「1人暮らし」17.0%、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」42.0%であり、前回調査と比較すると1人暮らし・夫婦2人暮らしの高齢者世帯は増加しています。
- 日常生活圏域別にみると、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」の割合に大きな差はみられません。が、「1人暮らし」は東部、西部で割合が高くなっています。
- 1人暮らし高齢者を含めた高齢者のみの世帯は増加傾向にあり、今後もさらに増加するものと見込まれます。1人暮らし高齢者等が安心して生活できるよう、現在、市が行っている「ホームヘルプサービス」「デイサービス」「日常生活用具給付」などの既存の高齢者福祉サービスとともに、地域の見守り等のインフォーマルサービスを継続し、充実させることが求められます。

家族構成について（全体、前回比較、圏域別）



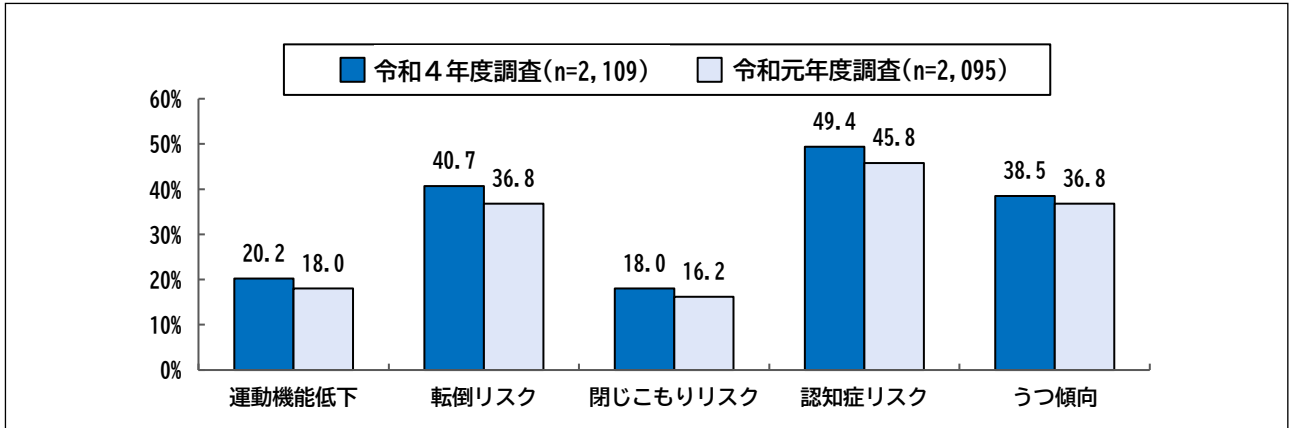
資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

## （2）介護予防活動の取り組み

- 要介護者を除く高齢者であっても転倒、うつ傾向のリスクは該当者が4割程度、認知機能のリスクは5割程度と高い状態にあります。
- 5つのリスク該当者の割合が全て前回調査を上回っています。これは後期高齢者の割合が年々増加し、調査対象者の平均年齢が上がっているのが主な原因と考えられます。
- 「地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として、参加してみたいと思いますか」の問では、「是非参加したい」4.1%、「参加してもよい」39.4%、「既に参加している」5.9%を合わせた参加に肯定的な人は49.4%と半数を占めています。
- 社会参加の状況を日常生活圏域別にみると、「ボランティアのグループ」「長生き体操・いきいきサロンなど介護予防のための通いの場」「老人クラブ」「町内会・自治会」において、綾歌の参加率が高いのが特徴的です。綾歌で地域活動の参加率が高いのは、地域的な特性があるものと考えられ、その主な要因としては、自治会加入率（綾歌町 69.4%、飯山町 52.8%、旧丸亀市 44.8%）が考えられます。自治会加入率の促進に努め、ひいては地域活動の活性化につなげることが重要であると考えられます。

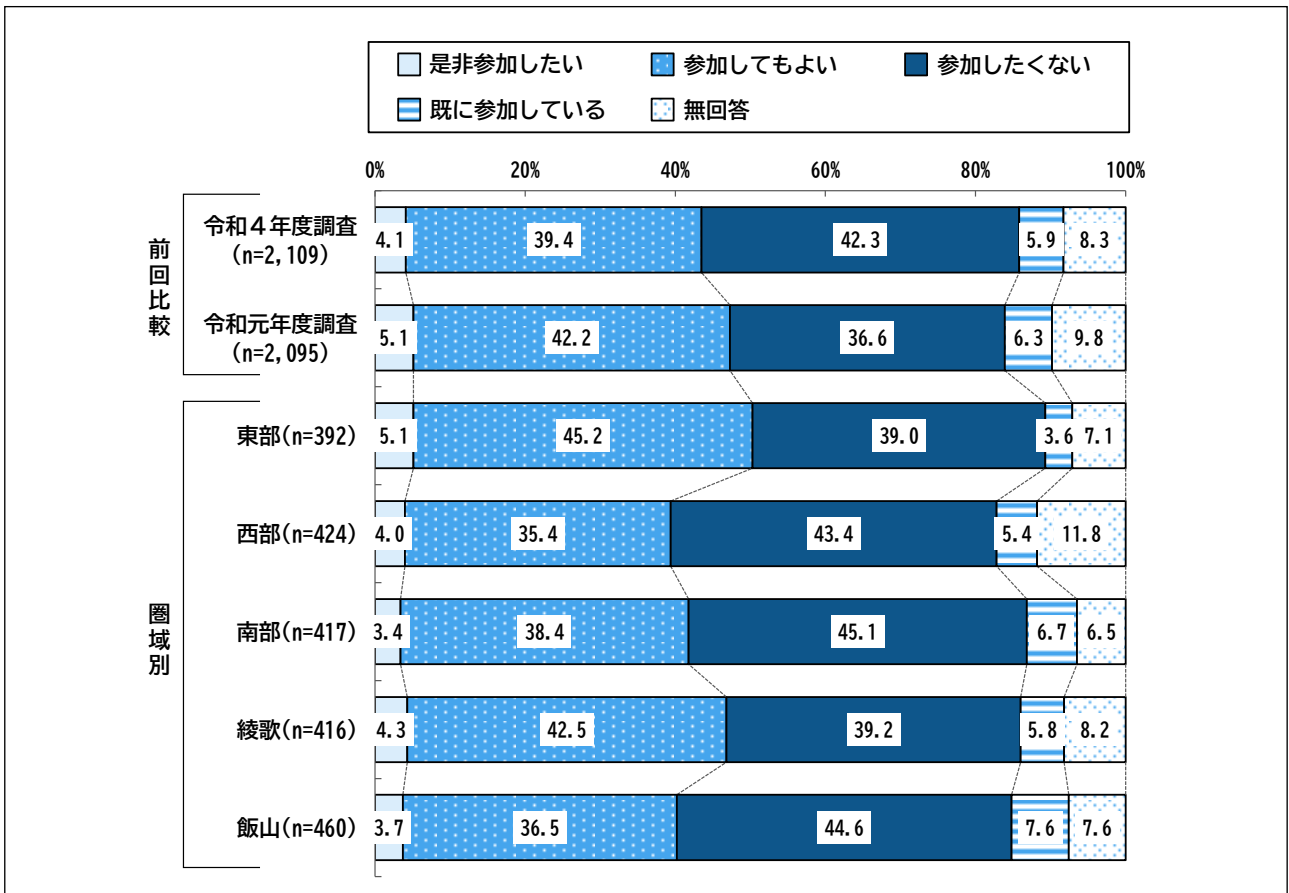
- 要介護者を除く高齢者であっても転倒、認知機能、うつ傾向のリスクは高くなっており、高齢者が自ら進んで介護予防に取り組んでいくことが大切です。地域の身近な活動に参加することは有効な介護予防とされています。本市では半数の人々が地域の活動に参加したいと考えており、このような場や取り組みをより一層整備・支援していく必要があります。
- 高齢者に地域活動の情報を届け、社会との接点を持ち続けるため、高齢者のニーズを踏まえた多様なグループ活動の場の創設に繋がる施策が必要と考えられます。

リスク該当者の状況（全体、前回比較）



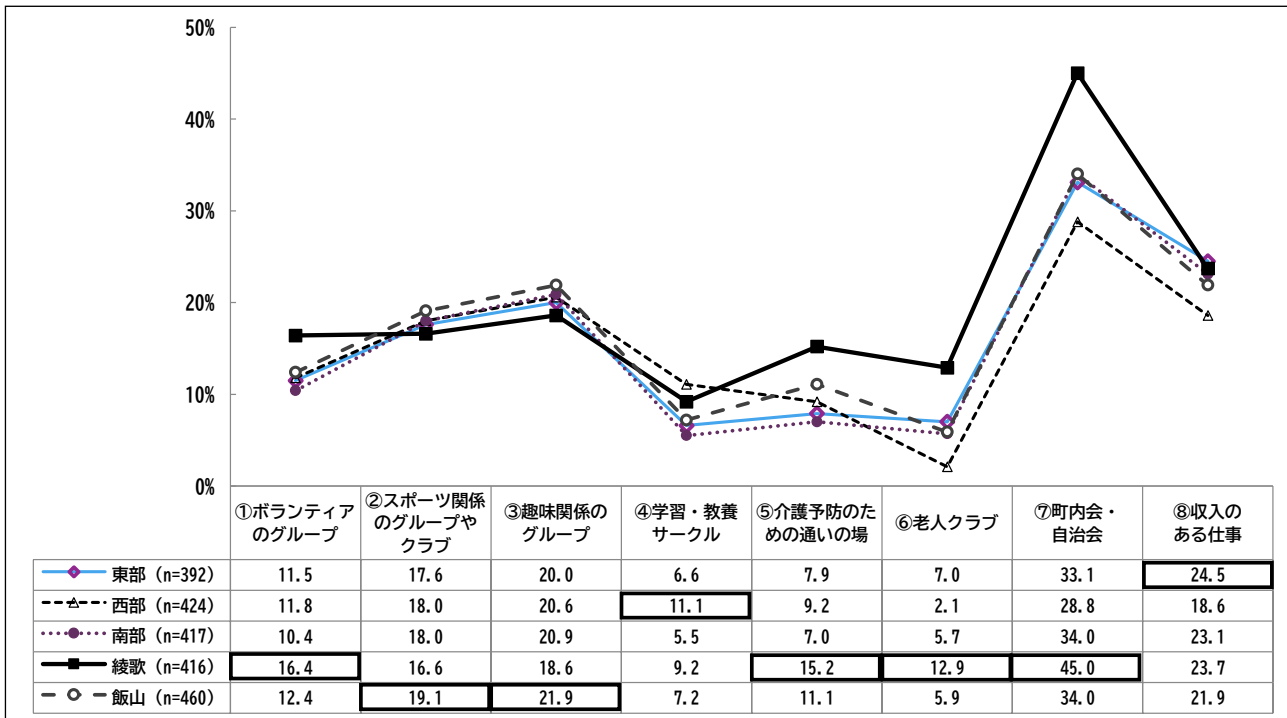
資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

地域づくりへの参加意向（参加者）（全体、前回比較、圏域別）



資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

### 社会参加の状況（全体、前回比較）

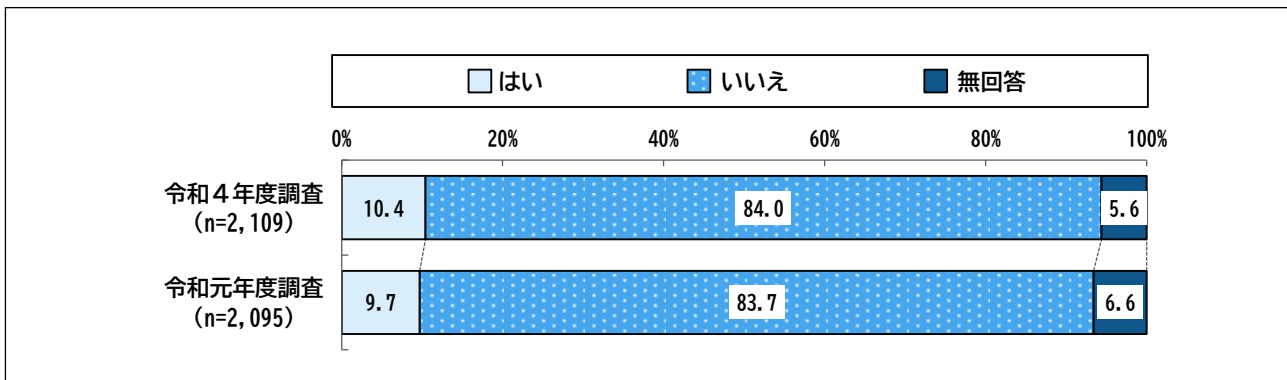


資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

### (3) 認知症高齢者への支援の充実

- 「認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいますか」の間では、「はい」が10.4%と自分もしくは家族に認知症の症状がある人は、要介護者を除く高齢者の1割程度となっています。
- 令和5年9月末現在で要支援・要介護認定者のうち認知症高齢者は3,107人で、高齢者人口の9.7%を占めています。
- 認知症に関する相談窓口の認知度は23.5%と前回調査から増加しておらず、相談窓口の認知度向上は引き続き課題となっています。
- 相談窓口を設置するだけでなく、認知度向上や身近に相談できる場所を増やしていく工夫が求められます。

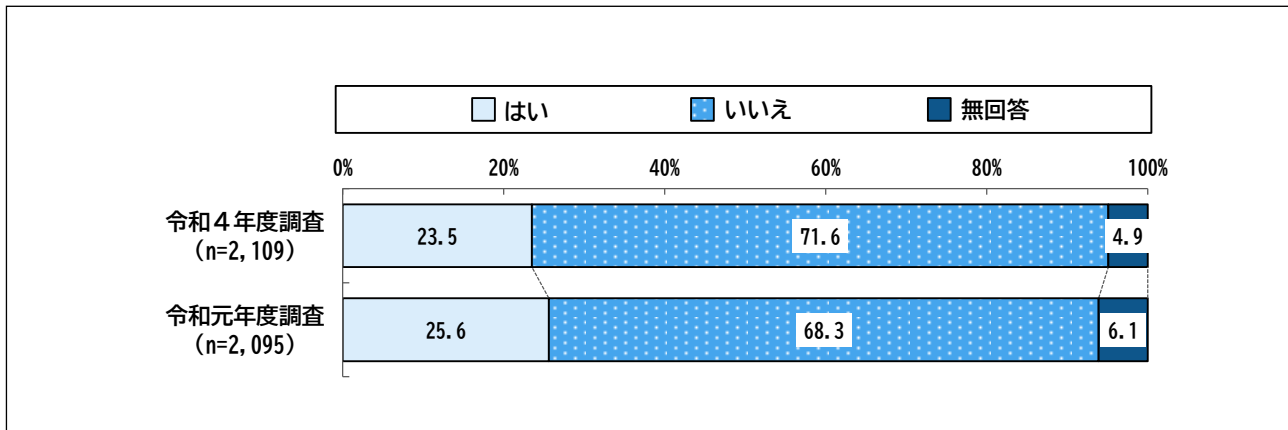
### 認知症の症状の有無について（全体、前回比較）



資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査



## 認知症に関する相談窓口の認知度（全体、前回比較）

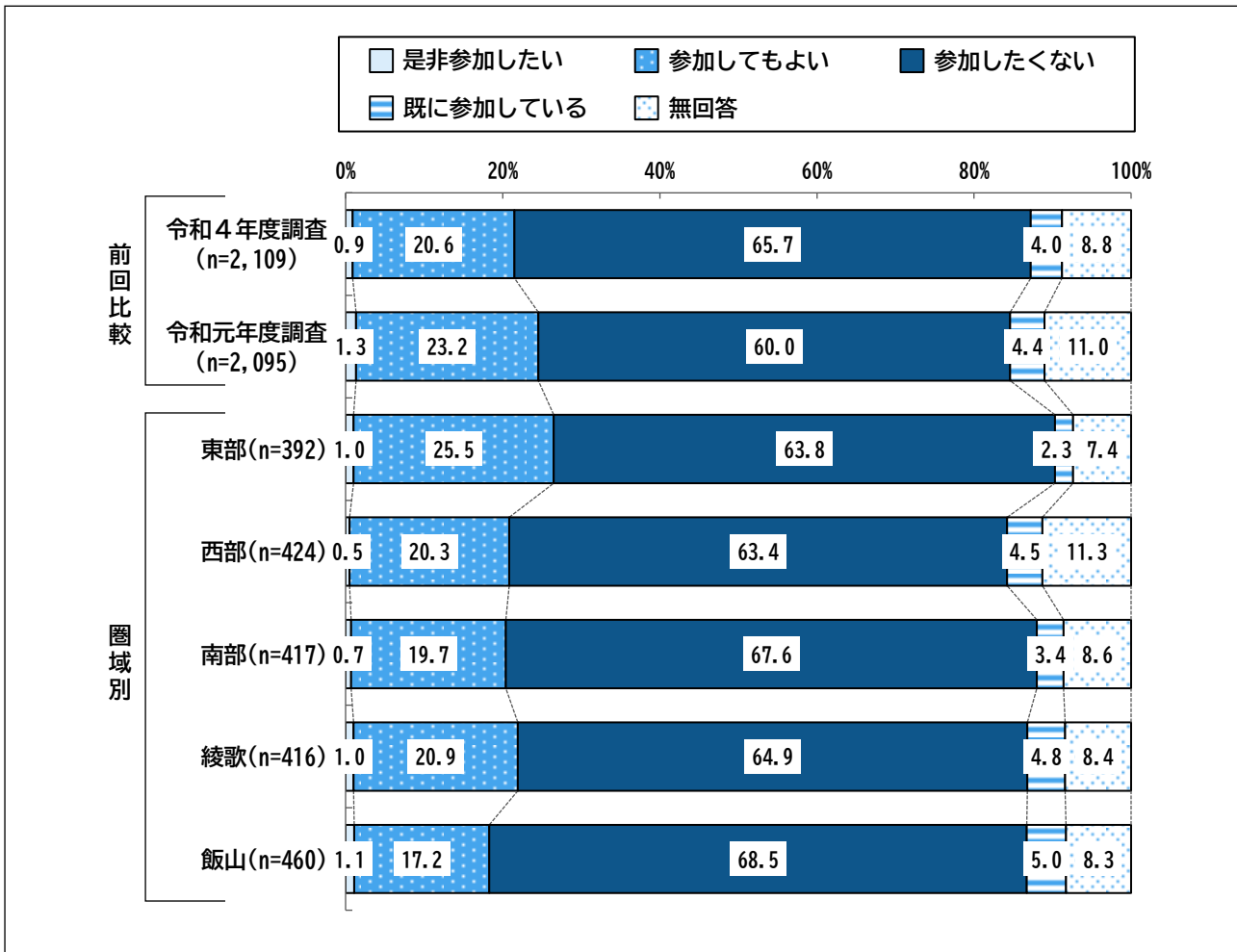


資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

### （４）住民主体の支え合い活動の取り組み

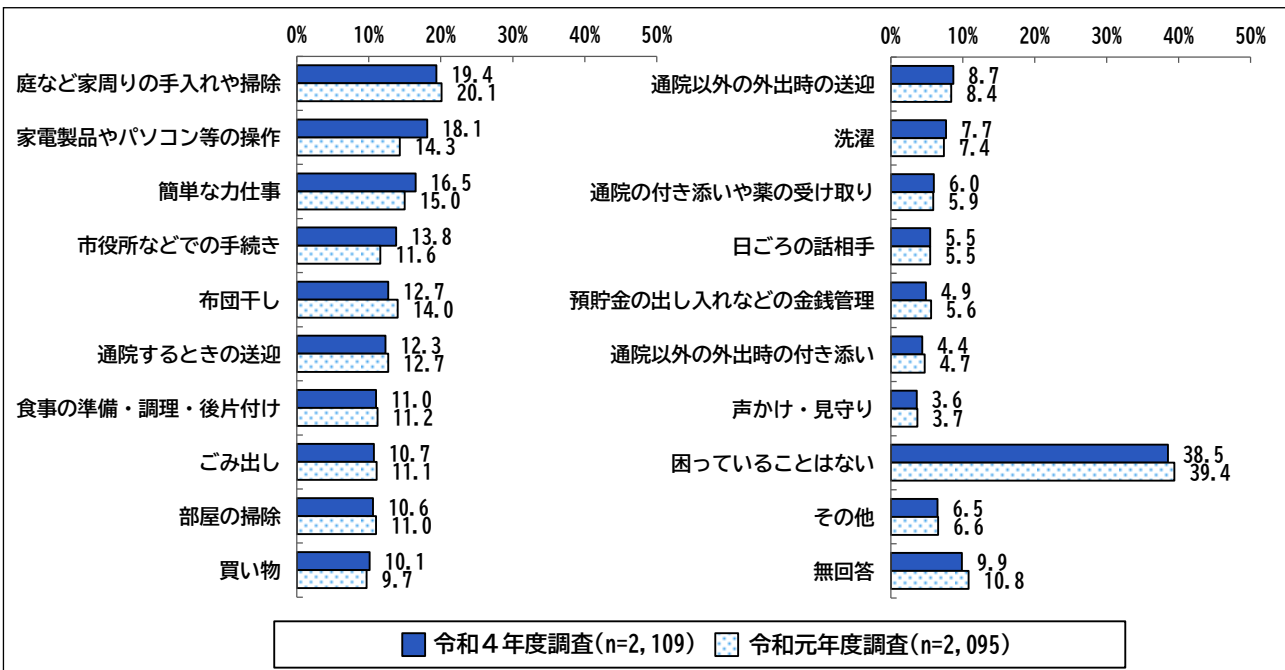
- 「地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか」の間では、「是非参加したい」0.9%、「参加してもよい」20.6%、「既に参加している」4.0%を合わせた参加に肯定的な人は25.5%となっています。
- 他の人に手助けしてほしいことについて、「困っていることはない」と回答した人が38.5%と多い一方で、「庭など家周りの手入れや掃除」「家電製品やパソコン等の操作」「簡単な力仕事」「市役所などでの手続き」「布団干し」「通院するときの送迎」等のニーズが高くなっています。「家電製品やパソコン等の操作」については、前回調査から大きく増加しており、高齢者のニーズが高まっていると考えられます。
- 心配事や愚痴を聞いてくれる人は「配偶者」54.1%、「友人」40.7%、「別居の子ども」37.5%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」28.4%等、親族・友人が高い傾向を示すのに対し、「近隣」は11.7%にとどまり、「そのような人はいない」は4.3%となっています。
- 住民主体の支え合い活動では「参加者として参加する」場合には、半数は「是非参加したい」「参加してもよい」「既に参加している」と回答している一方で、「企画・運営（お世話役）として参加する」場合には6割以上が「参加したくない」と回答しています。高齢者が地域の支え手として、企画・運営（お世話役）やボランティア活動に参加したい人が増えるように、高齢者の特性を把握し活躍の場が与えられるような多様な活動の場の創設が重要であり、地域の担い手となるリーダーを育成していく必要があります。
- 心配事や愚痴の聞き役の担い手として、「近隣」の割合は家族・親族に比べて割合が低く、核家族化やプライバシーの尊重に伴い、地域とのつながりや支え合い機能が低下しているとみられます。高齢者が生活するうえで困っているニーズを把握し、地域が主体となってアイデアを持ち寄り、課題に取り組んでいく機会が求められます。

地域づくりへの参加意向（企画・運営）（全体、前回比較、圏域別）



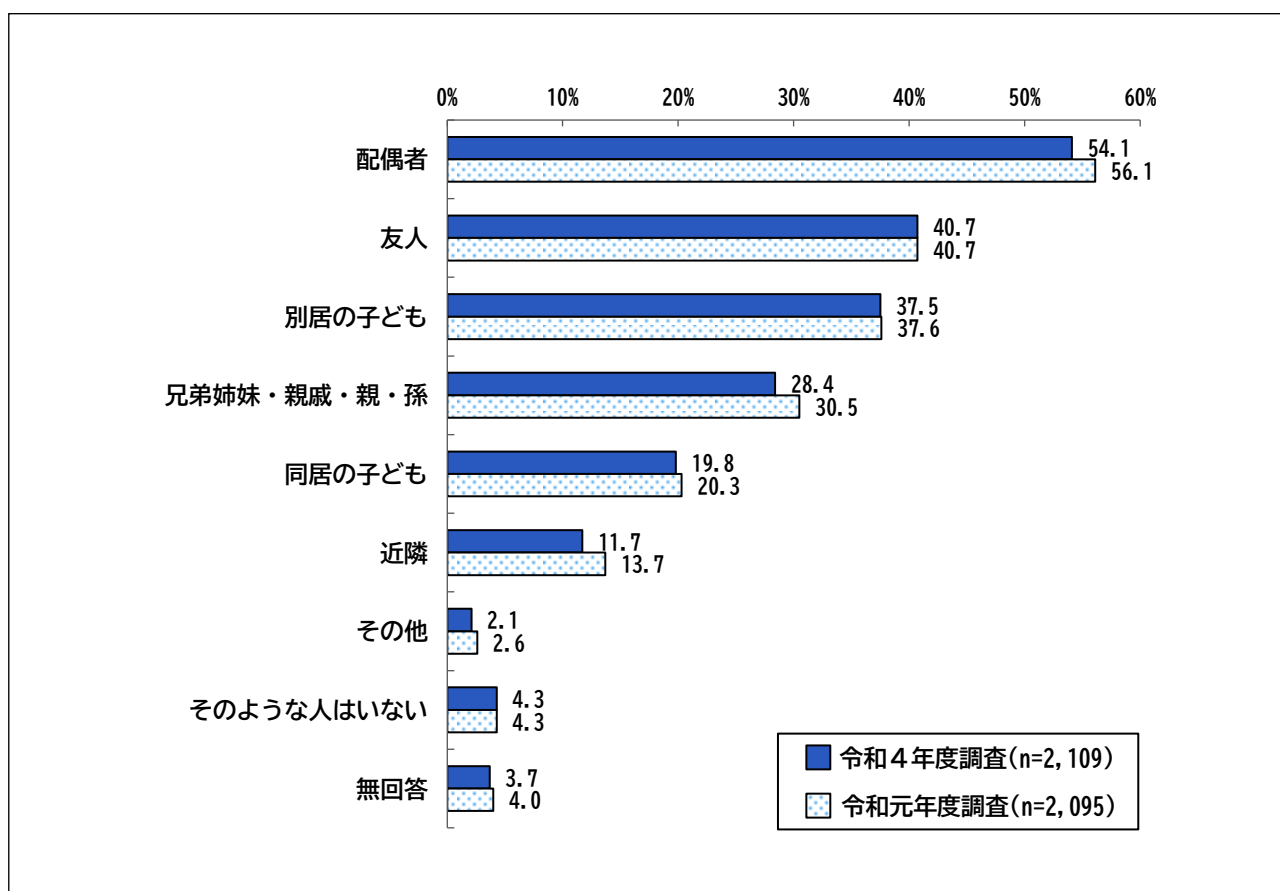
資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

他の人に手助けしてほしいこと（全体、前回比較／複数回答）



資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

## 心配事や愚痴を聞いてくれる人（全体、前回比較／複数回答）



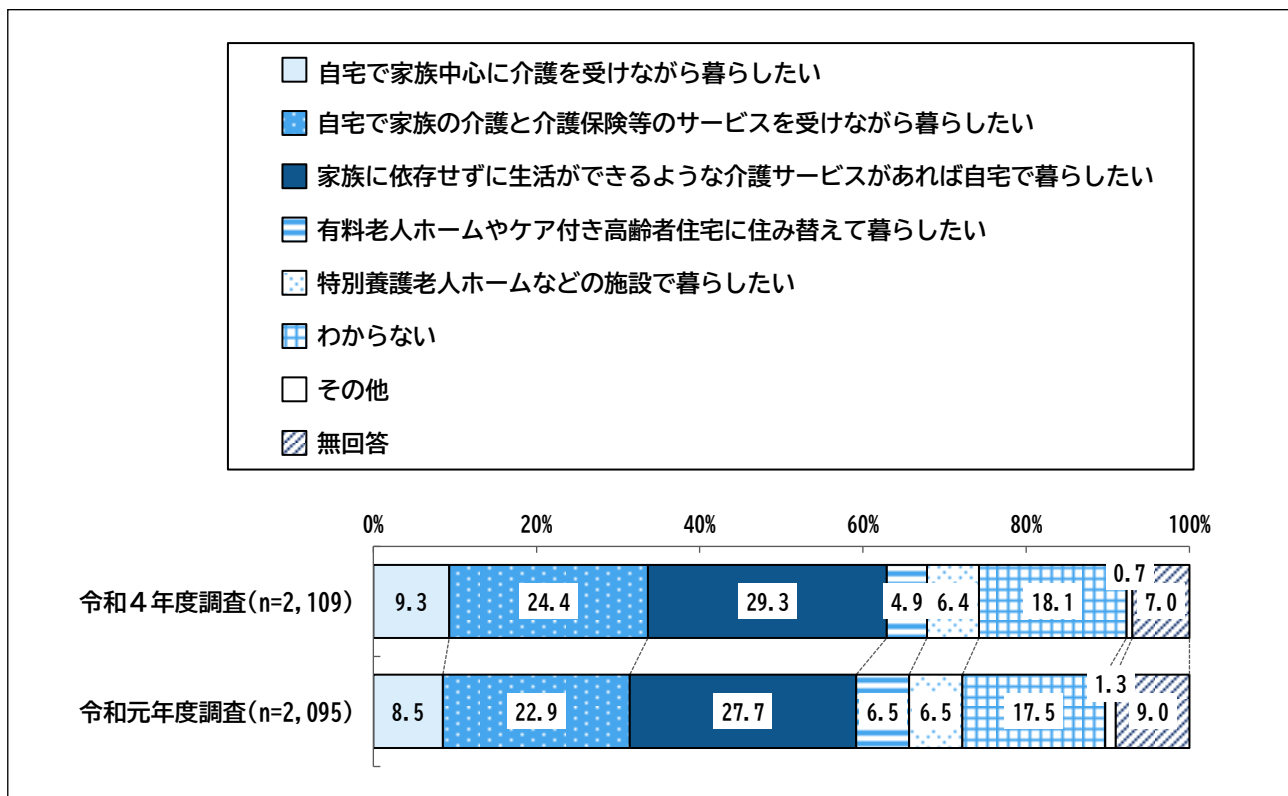
資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

### （5）終末期の療養と在宅生活の継続

- 介護が必要になった場合に希望する場所や暮らし方について、「自宅で家族中心に介護を受けながら暮らしたい」9.3%、「自宅で家族の介護と介護保険等のサービスを受けながら暮らしたい」24.4%、「家族に依存せずに生活ができるような介護サービスがあれば自宅で暮らしたい」29.3%と在宅生活の継続を希望する人が63.0%を占めています。これらの項目はいずれも前回調査を上回っており、自宅での生活を継続したいというニーズは一層高くなっています。
- 「有料老人ホームやケア付き高齢者住宅に住み替えて暮らしたい」は4.9%となっています。
- 要介護者を除く高齢者が調査対象である介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では「特別養護老人ホームなどの施設で暮らしたい」が6.4%、要支援・要介護認定者が調査対象である在宅介護実態調査では施設等を「検討」または「申し込み済み」が16.2%となっています。
- 人生の最期をどこで迎えたいかについて、「自宅」が49.7%となっており、自宅で最期まで療養できる条件としては「医師による訪問診療や往診が受けられる」64.9%、「看護師等による訪問看護が受けられる」46.0%、「介護してくれる家族がいる」41.8%、「病状が急変したときの対応ができています」39.7%が多くなっています。

- 在宅生活継続のために充実が必要な支援・サービスは、「見守り、声かけ」「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」「外出同行（通院、買い物など）」「掃除・洗濯」が2割程度で多くなっています。
- 多くの高齢者が在宅での生活を継続していくためには、介護する家族の存在や介護の負担軽減を視野にいたしたサービスの拡充が必要と考えられます。
- 多くの人は自宅で症状が悪くなった際に不安を抱えていることから、高齢者が在宅での生活を継続していくために医療と介護の連携をさらに推進にしていくことが求められています。

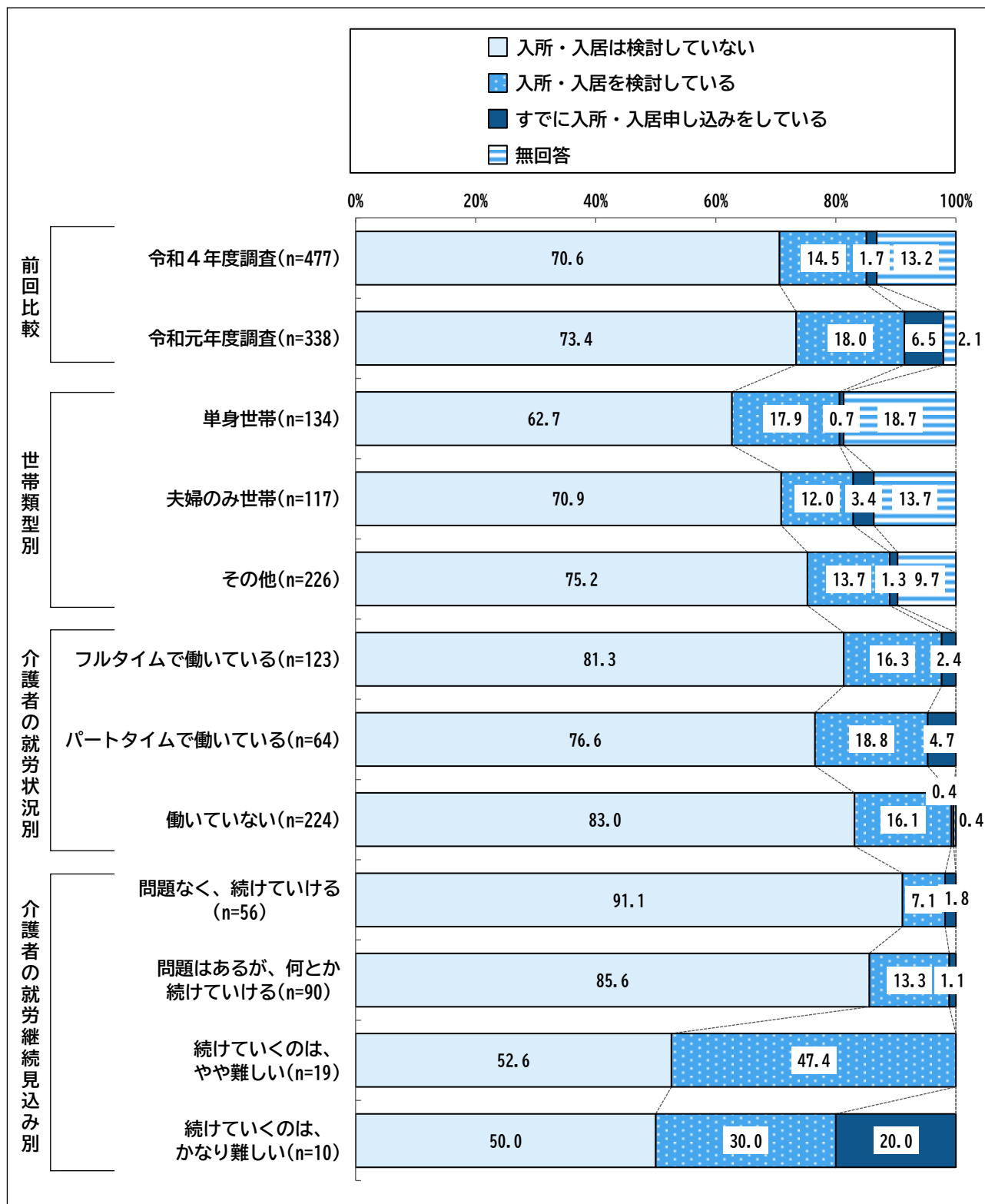
介護が必要になった場合に希望する暮らし方について（全体、前回比較）



資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

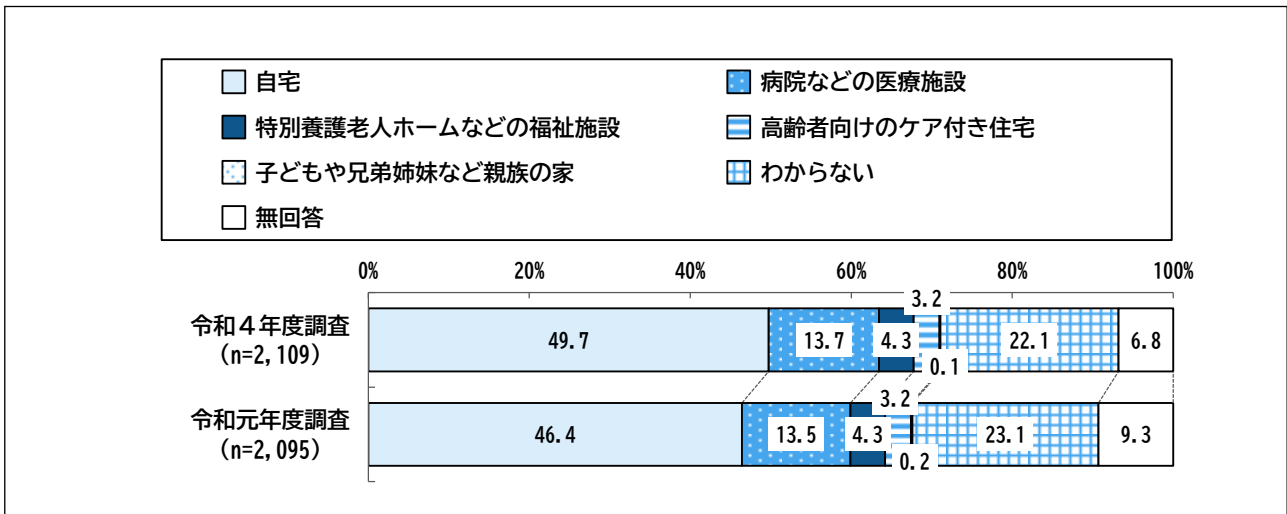
### 施設等検討の状況

(全体、前回比較、世帯類型別、介護者の就労状況別、介護者の就労継続見込み別)



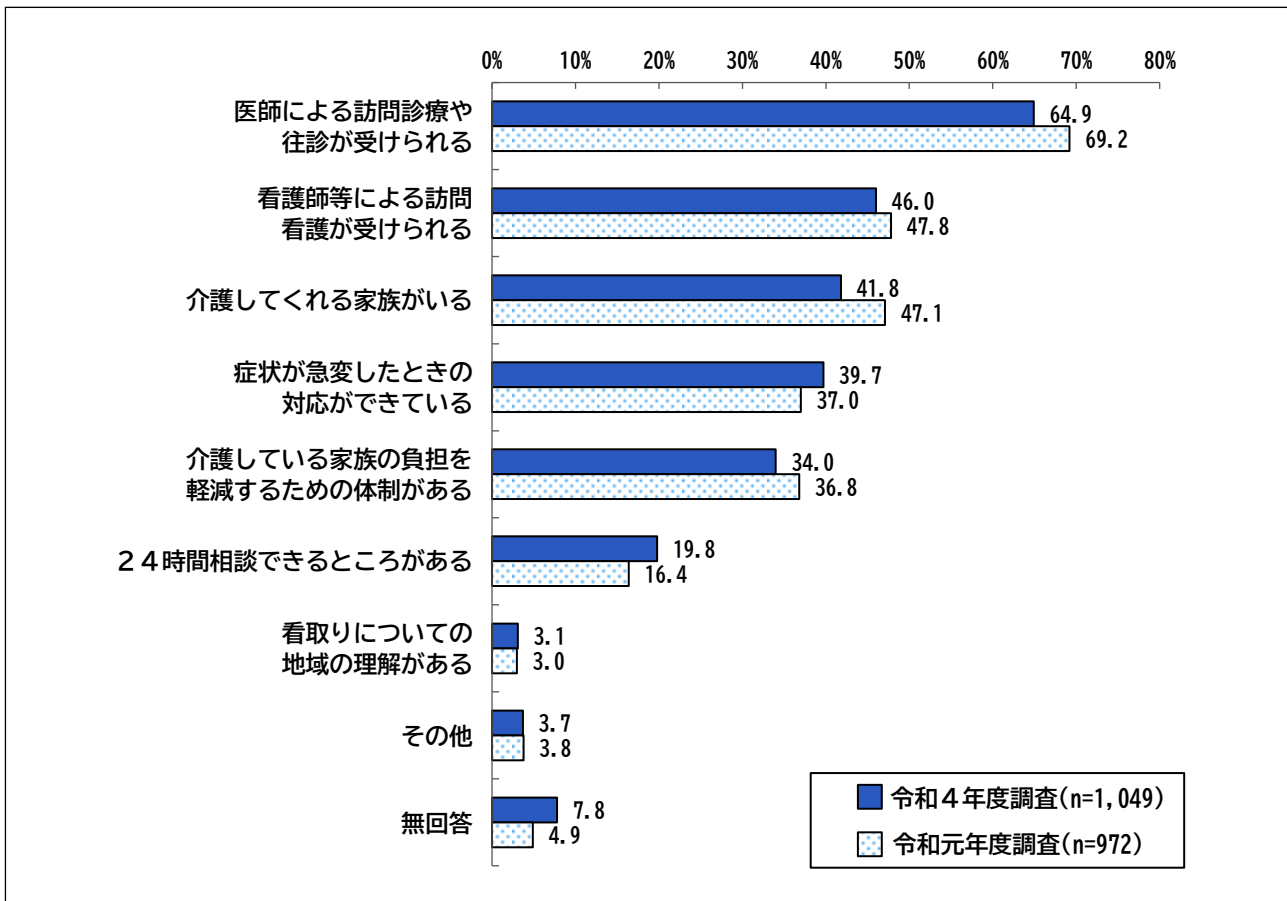
資料：在宅介護実態調査

最期を迎える場所の希望（全体、前回比較）



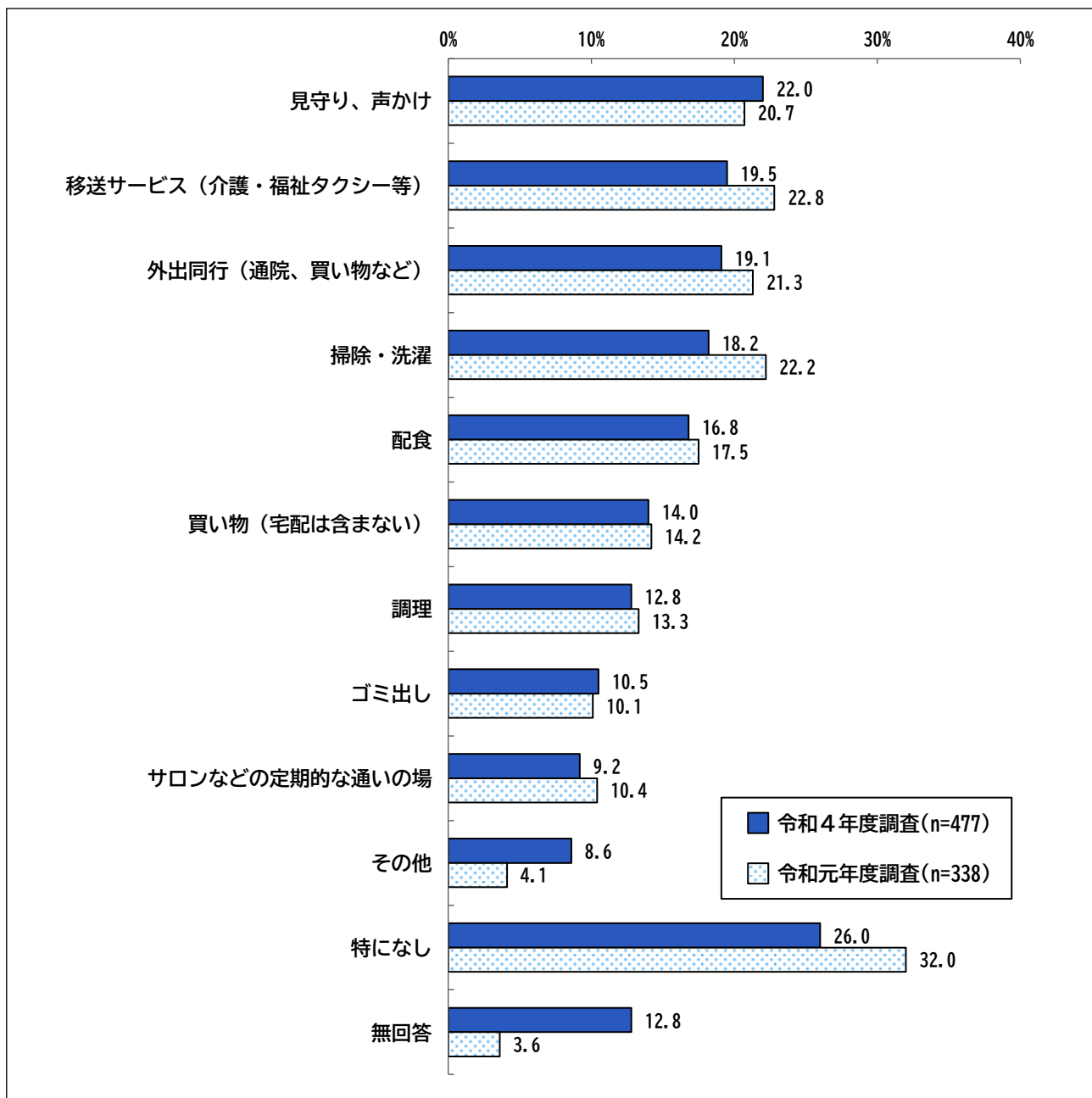
資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

自宅で最期まで療養できる条件（全体、前回比較／複数回答）



資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

在宅生活継続のために充実が必要な支援・サービス（全体、前回比較／複数回答）



資料：在宅介護実態調査

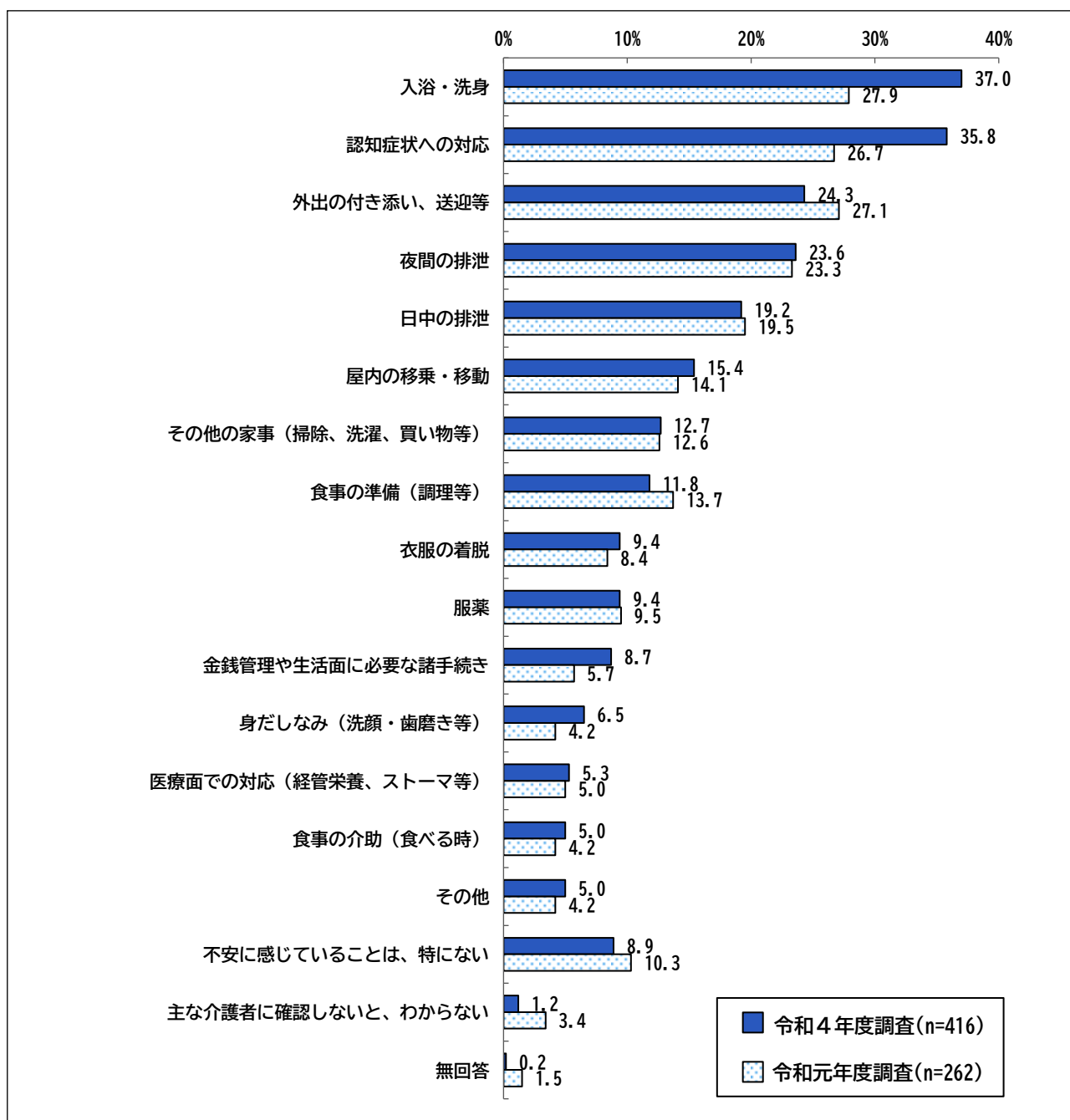
## (6) 介護者への支援

○今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安を感じる介護は「入浴・洗身」、「認知症状への対応」、「外出の付き添い、送迎等」、「夜間の排泄」、「日中の排泄」等が多くなっています。

○前回調査と比べて、「入浴・洗身」、「認知症状への対応」の割合が大きく増加しています。

○在宅生活継続の可能性を高めるため、家族介護者への支援や要介護者への適切なサービスの提供を図ることで家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減に努める必要があります。

主な介護者が不安を感じる介護（全体、前回比較／複数回答）



資料：在宅介護実態調査



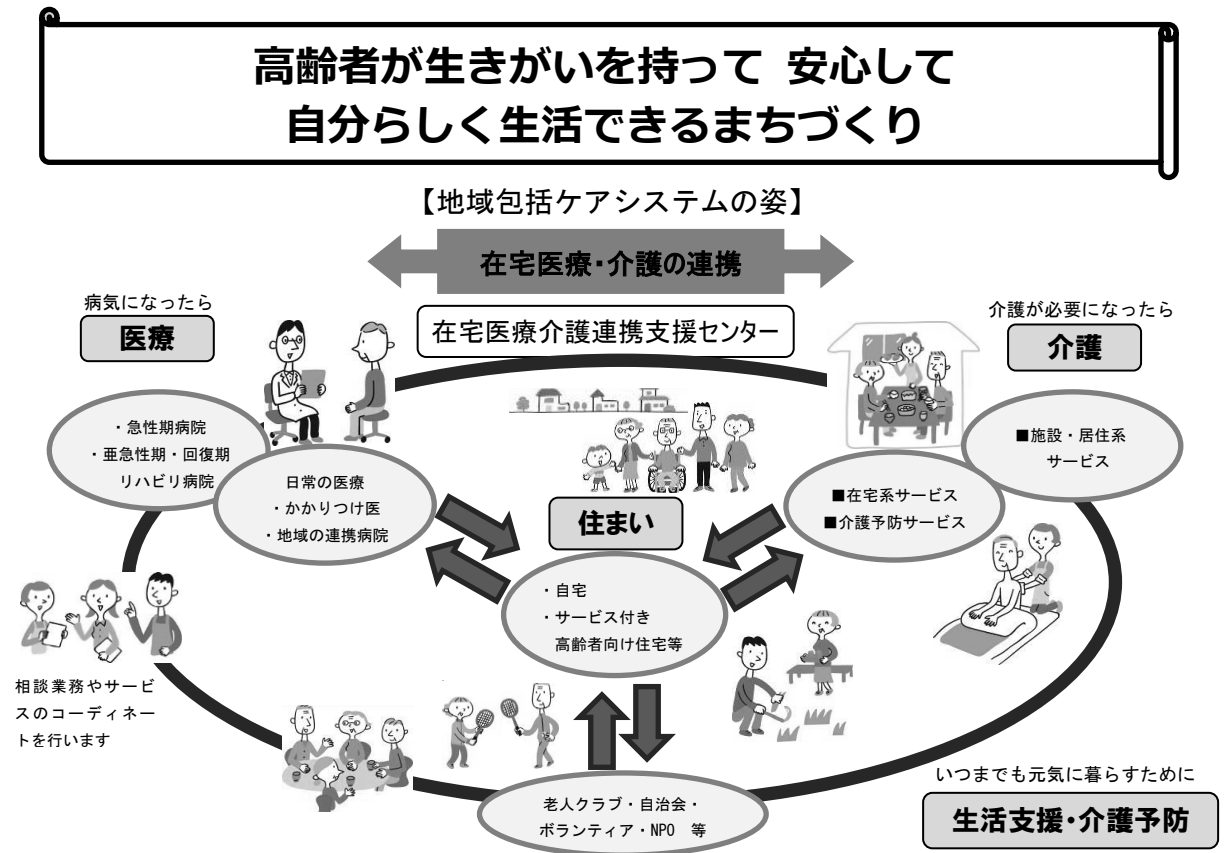
# 第3章 計画の理念

## 1 基本理念

前計画においては、介護や療養が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を営むことができる地域社会の実現を目指し、「高齢者が生きがいを持って 安心して自分らしく生活できるまちづくり」を基本理念として、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の充実、生活支援体制整備など地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進する中で、地域住民と行政等が協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、地域共生社会<sup>8</sup>の実現を目指してきました。

また、令和3年4月施行の「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的・重層的な支援体制の構築が求められており、本市においても重層的支援体制整備事業<sup>9</sup>への移行準備事業を進めているところです。

本計画では、前計画で設定した基本理念を継承しつつ、2040年を見据えて、地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むと共に、包括的な支援体制の一つとして「地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築」等を推進し、地域共生社会の実現を図っていきます。



<sup>8</sup> 地域共生社会：制度・分野ごとに支え手、受け手という関係をこえて、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。  
<sup>9</sup> 重層的支援体制整備事業：市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業。

## 2 基本目標

### (1) 医療や介護が必要になっても、可能な限り在宅で生活できる体制づくり

医療や介護が必要になっても、自宅等の住み慣れた生活の場で、人生の最期まで自分らしい生活を継続できるように、地域における医療・介護の連携を進め、退院支援や日常の療養支援、急変時の対応、看取り等、在宅医療・介護の連携を推進するための体制整備を図ります。また、介護者が安心して介護を続けることができるよう、適切な介護サービスの提供と質的向上を図ります。

さらに、介護現場の持続可能性を確保するため、介護人材の確保・育成及び業務の効率化を図る施策を推進します。

### (2) 支援を要する高齢者を支える体制づくり

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に取り組んできましたが、本計画期間中に令和7年（2025年）を迎えることとなり、今後見込まれる人口構造の変化とそれに伴う社会環境の変化に対応し、引き続き高齢者の生活を支援するための各種取組を一層推進することとします。

また、包括的支援体制を強化するため、重層的支援体制整備事業によって各分野の事業を一体的に実施し、制度の狭間、ヤングケアラー<sup>10</sup>や8050問題<sup>11</sup>などの高齢者を含めた複雑化・複合化した生活課題に対応していくため、地域住民に対する支援をより効果的に実施することで地域共生社会の実現を目指します。

### (3) 認知症の人が自分らしく生活できる地域づくり

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、早期からの支援ができる体制整備を図るとともに、認知症の理解を深める啓発活動を推進します。

また、成年後見制度の利用促進を図るため、地域連携ネットワークの構築及び中核機関<sup>12</sup>の体制整備を行っていきます。さらに、高齢者虐待を防止するための地域づくりと早期発見・相談体制の充実を図ります。

### (4) 地域づくりと連携した介護予防・健康づくりの推進

高齢者が健康づくりや介護予防に自ら取り組めるよう支援を充実するとともに、住民主体の通いの場が、人と人とのつながりを通じて充実していく地域づくりを推進します。

また、高齢者が身近な地域で気軽に参加できる生きがいづくりや就労的活動、交流の機会の充実など、地域における各種活動への参加を促し、高齢者が役割と生きがいを持って生活できる地域づくりを推進します。

<sup>10</sup> ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話・介護などを日常的に行っている子ども。






<sup>11</sup> 8050問題：80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題。

<sup>12</sup> 中核機関：専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会の事務局等、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関。

### 3 施策の体系

基本目標	重点課題	施策
【基本目標 1】 医療や介護が必要になっても、可能な限り在宅で生活できる体制づくり	1 医療・介護の連携強化	(1) 在宅医療・介護連携推進事業の推進
	2 2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備	(1) 介護サービスの基盤整備と供給量の確保
		(2) 介護サービスの質的向上
		(3) 介護人材の確保・育成の支援及び介護職場の生産性向上
3 高齢者の住まいの確保	(4) 介護保険制度の円滑な運営	
【基本目標 2】 支援を要する高齢者を支える体制づくり	1 要支援者や一人暮らし高齢者等を支えるサービスの充実	(1) 介護予防・生活支援サービス事業の充実
		(2) 高齢者福祉事業の充実
	2 高齢者を支える地域の体制づくり	(1) 地域の支え合いづくり
		(2) 地域のネットワークづくり
		(3) 地域ケア会議の推進
		(4) 包括的支援体制の強化
		(5) 高齢者の移動支援
(6) 災害時等の高齢者支援		
【基本目標 3】 認知症の人が自分らしく生活できる地域づくり	1 認知症施策の推進	(1) 認知症に関する普及啓発の推進
		(2) 早期に対応・支援できる体制づくり
		(3) 認知症高齢者・家族への支援体制の整備
		(4) 認知症の人々を支える地域づくり
	2 権利擁護の推進	(1) 権利擁護の地域連携ネットワークの構築
		(2) 成年後見の担い手の確保
		(3) 日常生活支援の充実
		(4) 高齢者虐待の防止
【基本目標 4】 地域づくりと連携した介護予防・健康づくりの推進	1 介護予防・健康づくりの充実	(1) 一般介護予防事業の充実
		(2) 住民主体の通いの場の充実
		(3) 生活習慣病重症化予防の推進
	2 生きがいがづくりと社会参加の推進	(1) 多様な学習活動の推進
		(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進
		(3) 老人クラブ活動の充実
		(4) 就労の支援

## 4 基本目標に対する成果指標

成果指標	基本目標				現状 (令和5年度)	目標 (令和8年度)
	1	2	3	4		
1 中重度（要介護3～5）の要介護認定者の在宅率	○		○		46.3%	
2 新規要介護等認定者の平均年齢		○		○	82.1歳	
3 地域活動への参加状況 (アンケート調査結果)				○	26.6%	
4 主観的健康感がよい高齢者の割合 (アンケート調査結果)				○	77.9%	
5 主観的幸福感が高い高齢者の割合 (アンケート調査結果)				○	72.4%	

※1 指標1は令和3年度介護保険事業状況報告（年報）より

※2 指標2は地域包括ケア「見える化」システムより（令和3年）

※3 指標3は何らかの活動に週1回以上参加している高齢者、指標5は幸せの程度が6点以上の高齢者の割合

※4 アンケート調査結果（指標3～5）は無回答を除く割合を集計している。

## 第4章 施策の展開

### 基本目標 1 医療や介護が必要になっても、可能な限り在宅で生活できる体制づくり

#### 【目指す姿】

- 医療・介護情報を共有できる情報基盤の全国一元的な整備に伴う医療・介護情報の標準化に対応し、医療機関・介護事業所等の間で必要なときに必要な情報を共有・活用できるようになります。
- 医療・介護関係者の連携が円滑になり、一体的なサービスの提供ができるようになります。
- 入退院時の連携が取れるようになり、安心した在宅医療につながります。
- 中重度（要介護3～5）の要介護状態になっても、より良いサービスを受けながら在宅生活を続けることができます。
- 在宅における医療と介護の体制が整備され、人生の最期を自宅で迎えられる人が増えています。

# 1 医療・介護の連携強化

## (1) 在宅医療・介護連携推進事業の推進

医療と介護のニーズを合わせもつ高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けて、関係者の連携を推進するための体制整備を図ることが求められています。

### ▼現状とこれまでの取組

- ◇丸亀市地域包括ケアシステム推進協議会の医療介護連携推進部会において、地域の現状・課題について協議し、随時事業見直し、新規事業の推進を図っています。
- ◇「丸亀市在宅医療介護連携支援センター<sup>13</sup>」を2か所設置し、専門の相談員による医療・介護連携に係る相談支援を図っています。
- ◇医療・介護関係者の情報共有ツールとして、「医療介護連携クラウドシステム（まんでネット）<sup>14</sup>」を活用し、在宅患者等の情報共有を図っています。
- ◇在宅医療介護連携支援センターが実施する多職種連携研修会等の開催により、情報共有や連携の強化を図っています。
- ◇市民対象の在宅医療や在宅での看取りについての出前講座、講演会を開催しています。

### ▼今後の課題

- ◇入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応、感染症発症時や災害発生時等において、在宅医療・介護連携が図れるよう、平時からの多職種の連携強化を推進する必要があります。
- ◇医療、介護、健康づくり部門の庁内連携を強化し、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者が一体的なサービスが受けられる体制整備を図る必要があります。

### ▼これからの取組

- ◇丸亀市地域包括ケアシステム推進協議会の医療介護連携推進部会において、地域の現状・課題について協議し、事業の施策展開を図っていきます。
- ◇丸亀市在宅医療介護連携支援センターによる医療・介護連携に関する相談支援の充実を図ります。
- ◇医療・介護関係者の情報共有ツールとして、「医療介護連携クラウドシステム（まんでネット）」の活用を推進していきます。
- ◇多職種連携研修会の充実と市民への在宅医療・介護サービスの普及・啓発を図ります。

▼指標	単位	実績(見込み)	計画		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
多職種連携研修会	回	7	8	8	8
まんでネットの部屋の開設数	部屋	270	275	280	285

<sup>13</sup> 丸亀市在宅医療介護連携支援センター：医療や介護の知識を有する専門の相談員が、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等から相談を受けている。

<sup>14</sup> 医療介護連携クラウドシステム（まんでネット）：個々の患者等の医療や介護の最新情報をインターネット上に登録し、関係者が状態把握を行うためのシステム。

## 2 2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

### (1) 介護サービスの基盤整備と供給量の確保

高齢者が心身の状況や環境等に応じて、自らの選択に基づいた介護サービスを利用するためには、需要に見合うサービス供給量の確保が重要となります。

介護人材が不足している現状や、後期高齢者人口のピークが2030年頃であると予測されていることなどを勘案し、第9期計画期間中には新たな施設・居住系サービスの整備は行わず、在宅サービスにおいては、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現を目指し、誰もが適切な介護サービスが受けられるような体制づくりの推進に取り組みます。

#### ▼現状とこれまでの取組

- ◇第8期計画期間中に、看護小規模多機能型居宅介護1施設、認知症対応型共同生活介護1施設の指定を行いました。
- ◇第8期計画期間中に、県の補助金を活用する小規模多機能型居宅介護事業者の公募を実施しましたが応募に至りませんでした。

#### ▼今後の課題

- ◇高齢者が住み慣れた地域で生活を継続するために、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など、地域密着型サービスの更なる普及が必要です。

#### ▼これからの取組

- ◇要介護者の在宅生活を支えるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など、地域密着サービスの提供体制の維持に努めていきます。

## (2) 介護サービスの質的向上

介護サービスについては、供給量の確保とともに、提供されるサービスの質についても十分な水準を確保する必要があります。

市が指定・指導監督権限を有する地域密着型サービス事業所や居宅介護支援事業所に対しては、利用者の自立支援や尊厳の保持を念頭に置き、制度管理の適正化と、より良いケアの実現に向けた指導・監督を行うとともに、各種団体等と連携を図りながら、各種研修を実施します。

### ▼現状とこれまでの取組

- ◇第8期計画期間中に地域密着サービス事業所15か所（令和5年7月末時点）、居宅介護支援事業所6か所（令和5年7月末時点）に対し、運営指導を行いました。
- ◇丸亀市介護サービス事業者連絡会等（ケアマネ部会・在宅サービス部会・介護施設部会）を定例開催し、医療・介護連携、感染症対策、災害対策、BCP計画、口腔ケア、権利擁護等の研修や意見交換を行い、各専門職間の情報共有及び連携を強化しています。
- ◇介護給付適正化事業において、要介護認定データ及び介護給付実績データを分析するシステムを導入し、介護サービス提供事業所及びケアマネジャー向けの研修を実施しました。

### ▼今後の課題

- ◇事業所における法改正等に沿った事務対応は、規模の小さな事業所ほど困難な状況となっています。
- ◇事業所の事務の簡素化が進んでいますが、事業所ごとに質の違いが大きいため、底上げしていくことが課題です。

### ▼これからの取組

- ◇計画的な運営指導を通じて、サービスの質の確保を図ります。
- ◇介護サービス事業者連絡会や各部会（ケアマネ部会・在宅サービス部会・介護施設部会）の研修会を継続し、市全体のサービス事業所の質の向上を図っていきます。
- ◇災害や感染症対策に対応できる体制の整備に向けての研修や事業所間の連携の強化を図っていきます。



### (3) 介護人材の確保・育成の支援及び介護職場の生産性向上

後期高齢者人口の増加に伴い、介護や支援を必要とする人は、今後も増加する一方、現役世代人口の減少に伴い、介護人材の不足が見込まれます。

こうした中、利用者が安心して質の高い介護サービスを受けられるようにするためには、サービス量の拡大と介護人材の確保を含めた質の向上に取り組む必要があります。また、介護現場におけるICTの活用や業務の効率化などを図り、より質の高い介護サービスが提供できる環境づくりを推進する必要があります。

#### ▼現状とこれまでの取組

- ◇地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）の介護職員の宿舍施設1施設を整備し、介護職員の人材確保のための環境整備に努めました。
- ◇中学生を対象に「介護の日」に関するポスターの募集と展示を行い、介護現場への理解と関心を深めました。
- ◇離島での介護人材の確保のため、県の補助金を活用し募集を行いましたが、応募者はいませんでした。

#### ▼今後の課題

- ◇介護サービス事業者の人材不足は、依然厳しい状況が続いており、人材育成や定着に向け多方面からの支援が必要です。
- ◇深刻化する介護人材不足を踏まえ、介護人材の確保と介護現場の生産性の向上への取組が必要です。
- ◇ケアマネジャー、主任ケアマネジャーの人材が不足しています。

#### ▼これからの取組

- ◇介護人材の確保、定着及び資質の向上のため、県や関係機関と連携し、人材育成研修等の活用支援を継続します。
- ◇様々な機会を活用し、介護現場が魅力ある職場であることの周知を図ります。
- ◇国・県等と連携し、介護ロボットやICTの活用など職場環境の整備に向けた情報提供等の支援を行います。
- ◇介護現場の業務効率化について、国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化を進めます。
- ◇介護現場が地域における介護ニーズに応え、介護人材が利用者や家族からも感謝され、やりがいを持って働き続けられる環境づくりを進めるため、ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組を推進します。

#### (4) 介護保険制度の円滑な運営

要介護等認定申請からサービス利用の方法、利用者負担や保険料に係る各種軽減制度の手続き等について、広報誌、ホームページ、パンフレット、出前講座や各種講演会への講師派遣等により市民啓発を積極的に行うとともに、介護保険に関する実施状況をホームページに掲載する等、最新の情報提供に努めています。

また、高齢者が身近な地域において要介護等認定申請やサービス利用手続き等の相談が行えるよう、地域包括支援センターやランチ<sup>15</sup>と連携して、予防給付や地域の高齢者の実態把握、虐待への対応等、総合相談や権利擁護等に的確かつ迅速な対応ができる体制の充実に努めます。

##### ▼現状とこれまでの取組

- ◇広報紙、ホームページで介護保険制度に関する情報を周知するとともに、パンフレット、サービス事業者ガイドを作成し、相談窓口や出前講座等で説明・配布しています。
- ◇地域の身近な相談窓口として、ランチと連携し、高齢者の実態把握や実情に応じた支援に努めています。

##### ▼今後の課題

- ◇複雑化する介護保険制度をわかりやすく説明し、適切な利用を推進できるよう相談体制の充実に努める必要があります。
- ◇身近な地域の相談窓口であるランチの認知度向上と、その利活用の方策を検討する必要があります。

##### ▼これからの取組

- ◇様々な媒体を活用し、要介護認定申請やサービス利用方法など介護保険制度に関して、適切な情報提供に努めます。
- ◇市民が身近な地域において相談ができるよう、相談窓口（ランチ）の周知・啓発を図ります。

<sup>15</sup> ランチ：身近な地域の相談窓口となる市内6か所の老人介護支援センターで、地域包括支援センターと連携している。

### 3 高齢者の住まいの確保

#### (1) 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保の推進

住まいは、地域包括ケアシステムの基礎となるものであり、高齢者が安全に、安心して、自立した生活を送るためには、それぞれの生活課題に応じた住環境の整備が必要となります。介護保険施設をはじめとする多様な施設や、住宅の確保に努めるとともに、適切な情報提供を行います。

##### ▼現状とこれまでの取組

- ◇環境上の理由や経済的理由により、居宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホーム（2か所：定員 155 人）に入所措置することで、心身の健康の保持及び生活の安定を図っています。
- ◇高齢者のニーズに応じた、軽費老人ホーム（B型、ケアハウス）、サービス付き高齢者向け住宅等の情報提供を行っています。
- ◇市営住宅定時募集時の高齢者優遇措置状況については、公募の際に一定程度の需要があり、選考の結果、希望に添えられることもあり、加齢によるADL低下に配慮した低層階への住み替えも随時実施しています。

##### ▼今後の課題

- ◇養護老人ホームへの入所について、親族の関係性の変化に伴い、身元引受等の入所前手続が困難な事例が増加しています。
- ◇市民がニーズに応じた住まいの選択ができるよう、適切な情報提供を行う必要があります。
- ◇身寄りのない高齢者の葬儀の取扱件数が増加しており、死亡後事務の取扱いについて市の方針を定める必要があります。
- ◇市営住宅定時募集時の高齢者優遇措置については、供給戸数や公募による選考の結果等により、全ての対象者に提供するに至っておらず、住み替えについては希望住宅や希望階数に添えなければ待機となっています。

##### ▼これからの取組

- ◇養護老人ホームへの入所が必要な高齢者については、入所にあたり本人を取り巻く環境・事情や意思を十分に確認し、入所判定委員会を経て、適切な措置決定を行います。
- ◇市民のニーズに応じた住まいに関する情報提供に努めます。

▼指標	単位	実績(見込み)	計画		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養護老人ホーム定員数	人	155	155	155	155

## 基本目標 2 支援を要する高齢者を支える体制づくり

### 【目指す姿】

- 高齢者が、ニーズに合ったサービスを適切に利用できることで、自立した生活を続けていくことができます。
- 生活支援コーディネーター<sup>16</sup>が中心となり、地域で暮らす高齢者の生活を支援することができるようになります。
- 要支援、要介護状態になっても、自立した日常生活を送ろうとする意識が高まります。
- 地域の声かけ、見守りの充実により、高齢者が安心して生活を送ることができます。
- あらゆる相談者からの複合的な相談を包括的に受け止める体制が整っています。

<sup>16</sup> 生活支援コーディネーター：地域で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート（主に資源開発やネットワークの構築）の役割を担う人。

# 1 要支援者や一人暮らし高齢者等を支えるサービスの充実

## (1) 介護予防・生活支援サービス事業の充実

高齢者が要介護・要支援状態になることを予防するとともに、支援が必要な状態になった場合でも、多様な生活支援ニーズに対応するため、従来の介護予防訪問介護・通所介護サービスに加え、緩和基準のサービスや住民主体の支援等のサービスを実施し、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。

### ▼現状とこれまでの取組

- ◇従前の介護予防訪問介護に相当する訪問介護員等によるサービス「訪問介護相当サービス」、従前の介護予防通所介護に相当する「通所介護相当サービス」、幅広い事業者等により提供される緩和した基準によるサービス「訪問型サービスA」を実施しています。
- ◇「訪問型サービスA」については、シルバー人材センター等に委託し、専門職による身体介護までは必要としない対象者が生活援助中心型の支援を受けることで、自立支援につながる体制を整えています。

### ▼今後の課題

- ◇緩和基準型の「訪問型サービスA」の利用を促すとともに、担い手の確保に努める必要があります。
- ◇多様な生活支援サービスの構築を進めていく必要があります。

### ▼これからの取組

- ◇引き続き本人の状態に合ったサービスの利用が継続できるように、適切なサービスの利用につなげます。
- ◇他事業と連携し、住民主体のサービス等、新たなサービスの構築を進めていきます。

▼指標	単位	実績(見込み)	計画		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
緩和基準型の訪問サービス(訪問型サービスA)利用者	人	12	20	25	30

## (2) 高齢者福祉事業の充実

一人暮らしや高齢者のみの世帯等の増加により、介護サービスのみでは対応できない生活課題を抱えた高齢者が増加しており、今後、さらなる高齢化の進行に伴い、介護サービスを補完する生活支援の必要性が、ますます増加することが見込まれています。

住み慣れた地域で自立した生活続けるためには、それぞれの生活課題に応じた生活支援サービスを提供することが重要です。

### ▼現状とこれまでの取組

◇社会的孤立の解消や心身機能の維持向上を図り、要介護状態になることを予防し、自立した生活続けることができるよう、ホームヘルプサービス事業、デイサービス事業、緊急通報装置の貸与・電磁調理器の給付事業、在宅老人短期入所事業等の施策を推進しており、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続するための必要な支援となっています。

◇火災警報器設置は対象年齢を拡充し、所管替を行いました。

◇敬老祝金の支給対象の見直しを行いました。

### ▼今後の課題

◇高齢化のさらなる進行に伴い、多様な生活課題を抱える高齢者の増加が見込まれるため、持続可能な形で、日常生活を支援する体制を整備する必要があります。

◇離島地域における生活課題への支援が必要です。

### ▼これからの取組

◇財政状況を考慮しながら、安定的なサービス提供体制の構築を図ります。

【高齢者福祉事業一覧】

事業名	事業内容	令和4年度実績
ホームヘルプサービス	65歳以上の介護保険の対象とならない一人暮らしの高齢者等で、サービスが必要な人にホームヘルパー等を派遣し、週2回を限度として1時間程度の家事サービスや生活管理指導を行います。	利用者数 87人
デイサービス	65歳以上で介護保険の対象とならない一人暮らしの高齢者や虚弱高齢者等でサービスが必要な人に、月2回を限度に市内のデイサービス施設において、健康チェック、日常動作訓練、給食、入浴、創作活動、送迎等を行います。	利用者数 367人
在宅老人短期入所	65歳以上で介護保険の対象とならない一人暮らし高齢者や虚弱高齢者等を対象に退院後の体調管理、もしくは高齢者を世話している家族が疾病にかかる等の理由により居宅における介護などができない場合に、当該高齢者を一時的に養護老人ホーム等に保護します。	利用者数 13人
日常生活用具給付の給付・貸与	65歳以上の一人暮らし高齢者等で、日常生活用具の給付・貸与が必要な人に、電磁調理器、火災警報器を給付し、緊急通報装置を貸与することで在宅での生活を支援します。	利用者数(新規) 116人
介護用品等購入助成	市内に1年以上居住している65歳以上の在宅高齢者で、寝たきりの状態が6か月以上継続している者を常時介護している介護者に対して、月額1万5千円を助成します。	助成者数 54人
おむつ購入助成	市内に6か月以上住所があり、在宅での生活に常時おむつの使用が必要な住民税非課税世帯の高齢者に、おむつを購入するための補助として月額5千円を助成します。	助成者数 398人
寝具類洗濯乾燥消毒サービス	65歳以上の一人暮らし高齢者や虚弱高齢者等で、寝具類の衛生管理が困難な人を対象に、年4回を限度として寝具類の洗濯・乾燥・消毒サービスを行います。	利用者数 23人
老人入浴サービス入浴券	68歳以上の高齢者で、自宅に入浴設備がなく、公衆浴場を利用している人に対し、年間48枚の無料入浴券を支給します。	支給者数 34人
老人交通安全つえ	70歳以上で歩行等の際に杖が必要な高齢者に、反射テープの付いた交通安全つえを支給します。	支給者数 115人
寝たきり老人等移送サービス	おおむね65歳以上で常時ねたきり状態等の理由により、特殊車両を利用しなければ外出することが極めて困難な高齢者に対し、市内の医療機関等への入退院等の移送サービスを行います。	利用者数 2人
敬老祝金	傘寿、米寿、白寿の節目の年の高齢者に対して、80歳1万円、88歳2万円、99歳3万円をそれぞれ支給します。多年にわたり社会に貢献されてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝福します。	支給者数 1,727人

## 2 高齢者を支える地域の体制づくり

### (1) 地域の支え合いづくり（生活支援体制整備事業の推進）

高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らせるよう支援するためには、高齢者のニーズに対応した多種多様な生活支援体制を構築する必要があります。

元気な高齢者をはじめ、地域住民、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体による多様なサービスの提供ができるよう、地域のニーズ把握、支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発や地域の調整を円滑に行うために「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置し、地域の支え合い体制を充実していきます。

#### ▼現状とこれまでの取組

- ◇社会福祉協議会と連携し、11 か所のコミュニティに協議体<sup>17</sup>（住民主体の地域の困りごとの話し合いの場）を設置し、話し合いを重ねています。
- ◇地域の課題をしっかりと把握することで、住民が中心となって仕組みづくりや既存のサービスの見直しを考えていく場を設けています。
- ◇先進的に事業に取り組んでいるコミュニティの活動を発表する機会を設け、他のコミュニティにも情報提供しています。

#### ▼今後の課題

- ◇地域における継続的な福祉ネットワークを進めるため、住民、ボランティア、シルバー人材センター、企業、行政、社会福祉協議会等の関係機関のネットワークを充実・発展させる必要があります。
- ◇働くことを必要とする年齢が上がっている状況で、地域の体制を支える人材がこれまでと変化してきています。
- ◇ボランティア協会に代わるような団体が、地域の活動には必要と考えられるため、そのような活動を担う団体が新たな協力者となるよう働きかけていく必要があります。

#### ▼これからの取組

- ◇地域の特性を活かしながら、全コミュニティ（17 か所）への協議体の設置を目指します。
- ◇住民の主体性を引き出し、自主的に継続した活動につながるよう取り組みます。
- ◇地域の活動の中で学生ボランティアなどを活用することで他世代交流を図ります。
- ◇先進的な事業を展開しているコミュニティの活動が、他地域にも広がるよう支援します。

▼指標	単位	実績(見込み)			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援コーディネーターの配置	コミュニティ	11	14	17	17
協議体の設置	コミュニティ	11	14	17	17
助け合い事業実施	コミュニティ	7	8	9	10

<sup>17</sup> 協議体：地域で高齢者を支援する関係者間のネットワークづくりを目的とし、定期的な情報共有・連携を強化する場。



## (2) 地域のネットワークづくり

一人暮らし等により日常生活に不安を抱える高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域において日常的に見守りが行われることが必要です。

地域包括支援センターが、その機能を十分に発揮し、介護予防事業の効果的な実施をはじめ、高齢者が住み慣れた地域で必要とする適切なサービスを総合的に利用できるよう、地域の関係団体や関係機関、サービス提供事業者等の人的ネットワークと情報ネットワークの構築に努めます。

また、民生委員や福祉ママ等が中心となった地域関係者の連携強化、介護予防コミュニティ事業での各地域の状況に応じた活動の充実、さらに、「ふれあいいきいきサロン」や老人クラブなど、見守り活動の基盤となる活動を社会福祉協議会等と連携して支援し、支え合う地域づくりを促進していきます。

### ▼現状とこれまでの取組

- ◇ランチ連絡会や丸亀市サービス事業者連絡会を定期開催し、情報共有やネットワークの構築・連携に努めています。
- ◇民生委員児童委員、福祉ママ等地域関係者と課題を共有する等、連携の強化に努めています。
- ◇社会福祉協議会や企業連携型巡回見守り活動事業所との連絡会を開催し、見守りの体制強化に努めています。
- ◇「元気いっぱい！長生き体操」や「ふれあいサロン」等の体制づくりの支援や住民相互活動の継続支援を行っています。
- ◇地域の関係団体や関係機関、サービス提供事業者等が連携し、日常的に見守りが行われる機会が増えています。

### ▼今後の課題

- ◇地域の関係団体や関係機関のネットワークを充実・発展させ、地域における効果的なネットワークの構築を進めていく必要があります。
- ◇地域の福祉活動やボランティアの高齢化等による担い手不足が懸念されるため、新たな人材育成や住民相互の支え合う地域づくりが必要です。

### ▼これからの取組

- ◇地域の見守り活動の基盤となる関係者間で地域課題を共有し、ネットワークの強化を行います。
- ◇庁内関係課と連携し、地域のボランティア等人的資源の発掘・連携を行い、住民相互で支え合う地域づくりを行います。

### (3) 地域ケア会議の推進

地域ケア個別会議は、個別事例について、専門職や住民等で課題を共有し、支援方法の検討や役割分担を明確にすることで、個別課題の解決を図っています。さらに、個別事例の積み重ねから見えてくる地域課題を共有し、市全体の対応が必要となる課題については、地域ケア推進会議を開催し、課題解決に向けた施策化の取り組みを進めます。

#### ▼現状とこれまでの取組

- ◇様々な事例に対応するため、地域ケア個別会議（自立支援・困難ケース）を開催しています。
- ◇自立支援を目的とした地域ケア個別会議は、理学療法士、栄養士、薬剤師、主任介護支援専門員等の専門職の構成員で定例的に、また、困難事例の解決に向けた地域ケア個別会議は、本人、家族、民生委員等の地域のキーパーソンが参加し、圏域ごとに開催しています。
- ◇地域ケア個別会議から抽出された地域課題を地域ケア推進会議に持ち上げ、その傾向を整理し、次の事業展開に活かしています。
- ◇多職種が連携し、顔の見える関係作りの強化につながっています。

#### ▼今後の課題

- ◇地域ケア個別会議を充実させ、地域課題の把握を行うことが必要です。
- ◇介護支援専門員のケアマネジメントに係る課題を把握し、地域ケア個別会議に活かす必要があります。
- ◇個別の課題を積み重ねて政策形成に活かせる課題抽出や社会資源の開発ができていないため、政策形成に活かせる課題解決の取り組みが必要です。

#### ▼これからの取組

- ◇地域ケア個別会議の積み重ねにより、ケアマネジメントの質を高め、地域課題を整理し、市全体の課題について地域ケア推進会議に持ち上げ、高齢者を支える地域づくりや社会資源の開発につなげていきます。
- ◇生活支援コーディネーターや協議体等と連携し、地域に共通する社会資源の開発に努めます。

▼指標	単位	実績(見込み)	計画		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア個別会議	回	13	15	18	20
地域ケア推進会議	回	1	1	1	1

#### (4) 包括的支援体制の強化

家族や就労の形態、ライフスタイルの多様化などにより、地域では、これまで以上に住民同士のつながりの希薄化が憂慮されるとともに、住民の抱える悩みや課題の複雑化・複合化したケースが年々増えてきています。

国では、各市町村の進める包括的な支援体制整備をより具体的に実施していくため、令和3年4月に施行された改正社会福祉法に基づき「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

本市においても、地域住民の複雑化・複合化した様々な支援ニーズに対応する包括的な支援体制に関する取組をより具体化していくため、令和7年度から事業実施に向けて移行準備事業を進めているところです。

##### ▼現状とこれまでの取組

- ◇地域包括支援センターによる総合相談支援において、高齢者の多様な相談を受け止め、支援につなげています。
- ◇高齢者を取り巻く様々な課題について、多機関と連携を図りながら解決に向けて取り組んでいます。
- ◇必要に応じて地域ケア会議を開催し、個別の困難事案の共有、検討、解決に向けての協議を行なっています。

##### ▼今後の課題

- ◇相談内容が多様化し、現行の支援体制では対応できない様々な要因が複合化した事案が増加しており、横断的・重層的な支援が必要です。
- ◇相談支援を通じて、本人や属性を問わず包括的に受け止めるため庁内連携や情報共有が一層必要となります。

##### ▼これからの取組

- ◇総合相談支援を幅広く活用し、高齢者を含むあらゆる属性からの相談対応において、庁内連携を図りながら支援につなげていきます。
- ◇本市における重層的支援体制整備事業に取り組み、包括的支援の実現を図ります。

## (5) 高齢者の移動支援

買い物、通院など日常生活や社会参加において移動・外出は欠かすことができないものです。都市構造や交通手段の変化、心身の衰え、家族構成の変化等で外出が難しい高齢者の安全な移動を支援することは重要で、特に自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段の確保等、社会全体で支える体制を整備していく必要があります。本市は多様な地域性をもつため、地域の実情に合った移動手段を確立し、その利用を支援していきます。

### ▼現状とこれまでの取組

- ◇「高齢者の移動手段確保モデル事業」を参考にしながら、希望するコミュニティに高齢者の外出支援が円滑に実施できる体制づくりを行いました。
- ◇実施コミュニティの定期的な連絡会に出席し状況を把握するとともに、他のコミュニティとの意見交換会の場を設けることで、課題があれば他のコミュニティを参考に課題解決できるよう促しました。
- ◇利用者にとっては外出の機会が増えることで介護予防につながり、ボランティアと関わりを持つことで地域の見守りにもつながっています。

### ▼今後の課題

- ◇実施していないコミュニティの課題を把握する必要があります。
- ◇高齢者のボランティアと次世代のボランティアの育成に努める必要があります。
- ◇移動支援とは別のオンデマンドの手法が試行されていたり、民間事業所の買い物支援の取組の開始が見込まれており、活動意義や取組内容について随時確認・検討していく必要があります。

### ▼これからの取組

- ◇関係機関と連携を図りながら、高齢者の移動支援が課題となっているコミュニティに対し、高齢者の外出支援が円滑に実施できるように体制を整備していきます。
- ◇市内連携を図り、公共交通との兼ね合いを考えながら、高齢者の外出支援が円滑に実施できるよう体制を整備します。
- ◇民間サービスの充実を含めて、高齢者がサービスを選べるような仕組みを構築します。

▼指標	単位	実績(見込み)	計画		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者の移動手段確保事業の実施	コミュニティ	7	8	9	9

## (6) 災害時等の高齢者支援

近年の地震、台風、豪雨災害等の経験と教訓を踏まえ、地震・津波・水害等の大規模災害発生時に効果的な対策を講じる必要があります。被害を最小限に抑えるためには、日頃から家庭や地域で災害への備えを図る必要があります。「自分の命は自分で守る」自助、「自分達の地域は自分達で守る」共助を実践することについて、地域住民の理解と協力を高める取り組みが求められます。

災害が発生した時や災害の恐れがある時に、避難支援が行えるよう、自力で避難することが困難な在宅の高齢者や障がい者等を「避難行動要支援者」として名簿を作成しています。避難行動要支援者に同意を得たうえで、避難支援等関係者となる地域の支援団体等（コミュニティや自主防災組織）へ名簿情報を提供することにより、避難の支援が地域の中で行える体制づくりを進めます。

また、災害時における在宅高齢者の避難の実効性を確保するため、高齢者自身の避難に対する必要性への理解を得られる取り組みを進めます。

### ▼現状とこれまでの取組

- ◇避難行動要支援者の要件該当者に、「避難行動要支援者登録（変更）申請書兼個別避難計画」を随時送付し、避難行動要支援者名簿を作成しています。
- ◇コミュニティ、自主防災会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の避難支援等の実施に携わる避難支援等関係者へ平常時における情報提供に同意した避難行動要支援者の名簿を提供し、平常時から見守り活動を行い、災害時の避難支援に備えています。

### ▼今後の課題

- ◇平常時から避難支援等関係者に避難行動要支援者の情報を提供することが、災害時における避難支援につながることから、避難行動要支援者の平常時における情報提供同意率を上げていく必要があります。
- ◇災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには、避難行動要支援者ごとに作成する個別避難計画の内容の充実が求められます。

### ▼これからの取組

- ◇民生委員・児童委員や介護支援専門員等、高齢者に関わる方々の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿への登録や避難支援等関係者への平常時における情報提供の同意を推進し、平常時の見守りや災害時の避難及び支援を適切に行うことができる体制整備に努めます。
- ◇災害時に適切な避難支援等を行うため、地域や関係者等と連携し、より実効性のある個別避難計画の作成に努めます。

### 基本目標 3 認知症の人が自分らしく生活できる地域づくり

#### 【目指す姿】

- 早期に認知症を発見できる体制や、早期に対応・支援できる仕組みができています。
- 家族が介護の知識と技術を早い時期に習得し、介護力が向上することで、ゆとりある介護をすることができます。
- 認知症カフェ<sup>18</sup>が、地域の中の認知症の人と家族の交流や支援の場になります。
- 認知症サポーター<sup>19</sup>養成講座を推進することで、認知症の人への適切な対応がとれるサポーターが増え、地域の緩やかな見守りができるようになります。
- 成年後見制度<sup>20</sup>の活用を促進し、市民後見人<sup>21</sup>候補者が市民後見人として活動していきます。
- 認知症の人が、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けています。

<sup>18</sup> 認知症カフェ：認知症の本人と家族が、地域住民の方や、介護・福祉・医療の専門家と身近な場所で集い、交流できる場。

<sup>19</sup> 認知症サポーター：認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援し、普段の生活の中でできる手助けを行うボランティア。

<sup>20</sup> 成年後見制度：認知症・知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な方について、家庭裁判所に申し立てを行い、本人の権利を守る支援者（成年後見人等）を選任することで、本人を法的に支援する制度。

<sup>21</sup> 市民後見人：弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い地域住民の中で、一定の講座を受講して成年後見に関する知識・態度を身に付け、成年後見人等として家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護サービス契約等の法律行為を行う者。

# 1 認知症施策の推進

## (1) 認知症に関する普及啓発の推進

認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指すことが大切です。

認知症に関する正しい知識の普及やセルフケアによる認知症のリスクの低減を図るため、広報誌やホームページをはじめ、出前講座や講演会等を通じて、普及啓発活動を推進します。

### ▼現状とこれまでの取組

- ◇市内小学校の5年生又は6年生を対象に「認知症キッズサポーター養成講座」を継続的に実施し、認知症についての正しい知識・対応について学ぶきっかけづくりを行っています。
- ◇市内中学校の2年生を対象に「認知症ジュニアサポーター養成講座」を実施し、小学生の時の理解をより深め、ともに助け合い支え合う地域社会の一員として、自分の役割を考える機会としています。
- ◇地域や企業・団体への出前講座、一般市民向けの講演会の開催、9月のアルツハイマー月間では広報の特集や丸亀城をライトアップする等、認知症の正しい知識や予防に関する普及・啓発を行っています。

### ▼今後の課題

- ◇丸亀市で育つ子どもは、中学校を卒業するまでに2回程度は認知症について学べる機会がある状況を継続していく必要があります。
- ◇高齢者や家族だけでなく周りの方が早期に認知症に気づき、適切な時期に相談につながる必要があります。

### ▼これからの取組

- ◇教育委員会と引き続き連携し、小中学校向けの認知症サポーター養成講座を開催します。
- ◇認知症のセルフチェックをする機会を増やし、いつでも気軽に簡単に確認できる体制を整えます。
- ◇認知症の専門病院や相談場所などが市民の方に伝わるよう体制を整えます。
- ◇小中学校向けの認知症サポーター養成講座でヤングケアラーについての情報の提供や相談場所の周知・啓発を実施します。

▼指標	単位	実績(見込み)	計画		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症キッズサポーター養成講座	回	16	16	16	16
認知症ジュニアサポーター養成講座	回	6	6	6	6

## (2) 早期に対応・支援できる体制づくり

認知症高齢者が、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるためには、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する必要があります。

医師を含めた専門職による「認知症初期集中支援チーム<sup>22</sup>」を配置し、認知症の人や認知症が疑われる人、その家族を訪問し、観察・評価を行った上で支援の方向性を検討し、本人や家族への支援を包括的・集中的に行います。

### ▼現状とこれまでの取組

- ◇「丸亀市認知症ケアパス<sup>23</sup>」を活用し、市民や関係機関に情報提供を行っています。
- ◇認知症初期集中支援チーム員会議を定例開催し、初期段階からの支援を実施しています。
- ◇認知症サポート医の同伴訪問やかかりつけ医への医師連絡を行い、支援体制の強化や、認知症サポート医の連絡会を開催し、情報共有を図っています。
- ◇認知症等見守りSOSネットワーク会議を、社会福祉協議会が実施する企業連携型巡回見守り事業連絡会と合同開催し、警察や関係機関・企業と連携を図るとともに、行方不明になった認知症高齢者に対し、迅速に対応できる仕組みを取っています。

### ▼今後の課題

- ◇「丸亀市認知症ケアパス」を活用し、市民や関係機関へ情報提供を行うことが大切です。
- ◇認知症の早期発見・早期対応に向けた支援体制の構築が必要です。

### ▼これからの取組

- ◇認知症を早期に発見するためのセルフチェックシートの改善や周知方法の見直しを行います。
- ◇市民や専門職に対し、認知症の相談窓口・専門病院についての情報交換を積極的に行い、初期段階からの支援に努めます。
- ◇認知症初期集中支援チーム員会議やかかりつけ医との連携を充実させ、支援体制の強化を図ります。

▼指標	単位	実績(見込み)	計画		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症初期集中支援チーム対応件数	件	40	45	45	45

<sup>22</sup> 認知症初期集中支援チーム：認知症の方やその家族を対象に家庭を訪問し、初期段階におけるアセスメントの実施、認知症の症状や病気の進行に沿った対応方法の説明、在宅ケアの提供、家族に対する助言等を行い、一定期間、集中的に本人や家族に関わるチーム。

<sup>23</sup> 丸亀市認知症ケアパス：認知症に対し、本人や家族がどのような医療や介護サービスを受ければ良いか、標準的なサービス提供の流れを分かりやすく示したもの。



### (3) 認知症高齢者・家族への支援体制の整備

地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員<sup>24</sup>を中心に、医療・介護・保健・福祉のネットワークの充実を図り、認知症高齢者や家族への支援が円滑に行える体制整備を行っていきます。

また、介護支援講座、介護者交流会等を開催し、認知症高齢者の家族に対する支援の充実を図ります。

#### ▼現状とこれまでの取組

- ◇認知症の人を介護する家族教室の案内を病院（医療機関・歯科医院）薬局・事業所に配布し、周知・啓発を図りました。
- ◇市内15か所で認知症カフェを開催しており、身近な場所で地域の人とともに交流できる場として、住民の認知度も高まってきています。
- ◇シルバー交番員<sup>25</sup>や認知症カフェのメンバーで、認知症サポート医等の協力のもと、認知症の人や家族の方が出会い・支え合い・話し合える居場所として、「わたしの居場所～まるちゃん～」を設立しました。

#### ▼今後の課題

- ◇相談場所の周知・啓発の充実を図る必要があります。
- ◇現在は丸亀市市民交流活動センター「マルタス」を利用していますが、認知症の人の声を聞く場・家族の声を聞く場の提供が必要です。

#### ▼これからの取組

- ◇認知症の人・家族から困りごとを聞き、当事者が安心して暮らすことができるまちづくりを在宅医療介護連携部会等で検討していきます。
- ◇認知症カフェの認知度を高めるとともに、委託事業所との連携や事業内容の充実を図ります。
- ◇「わたしの居場所～まるちゃん～」を中心部から認知症カフェの場へ広げていけるよう検討していきます。

▼指標	単位	実績(見込み)			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護支援講座	回	6	6	6	6
認知症カフェ開催	か所	15	16	17	17

<sup>24</sup> 認知症地域支援推進員：認知症の人の状態に応じた必要なサービスが適切に提供されるように、医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務を行う。

<sup>25</sup> シルバー交番員：認知症サポーターステップアップ講座を受講し、見守りや認知症カフェ等で傾聴ボランティアを行う上級サポーター。

## (4) 認知症の人々を支える地域づくり

認知症の人や家族が安心して、その人らしく生活できる地域づくりを進めるためには、地域の中の気づきの目を育てるとともに、地域にある様々なネットワークを活かした緩やかな見守りや支え合いの体制づくりが重要となります。

地域住民をはじめ、郵便局や農業協同組合、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等、職域における認知症サポーターの養成を進めるとともに、認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバンメイト<sup>26</sup>が、地域において積極的に活動できるよう、キャラバンメイト連絡会を定期的に開催し支援を行います。

### ▼現状とこれまでの取組

- ◇キャラバンメイト養成講座や連絡会を実施し、地域・職域・関係機関で認知症サポーター養成講座の開催を推進し、地域の人材育成と見守りの強化を図っています。
- ◇シルバー交番員養成講座を開催し、組織強化及び活動の活性化を図っています。
- ◇認知症等見守りSOSネットワーク会議を社会福祉協議会が実施する企業連携型巡回見守り事業連絡会と合同開催し、警察や関係機関・企業と取り組みや対応について情報共有を行うとともに、見守り活動を行う中で、他機関との連携について不安や悩みを共有し、協議しています。
- ◇認知症カフェやシルバー交番員との合同研修会を行い、組織力の強化を図っています。
- ◇GPS機能付き位置情報システムの初期費用の助成を行い、行方不明の早期発見につなげています。

### ▼今後の課題

- ◇シルバー交番員養成講座の開催により、地域の支援者の人材育成と活動の活性化を図る必要があります。
- ◇住民や企業等、「地域の見守り力」の強化が必要です。

### ▼これからの取組

- ◇地域・職域・関係機関・企業等で認知症サポーター養成講座の開催を推進し、地域の人材育成と見守りの強化を図ります。
- ◇シルバー交番員養成講座を開催し、組織強化及び活動の活性化を図ります。
- ◇企業や事業主に対して、認知症への理解を深めるように啓発をしていきます。

▼指標	単位	実績(見込み)	計画		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター数(累計)	人	19,000	20,500	22,000	23,500

<sup>26</sup> キャラバンメイト：地域や職域、学校等の地域住民を対象に、「認知症サポーター養成講座」を企画・開催し、認知症に対する正しい知識や具体的な対応方法について伝える講師としての役割を担う者。所定の養成研修を受講し登録する必要がある。

## 2 権利擁護の推進

### (1) 権利擁護の地域連携ネットワークの構築

成年後見制度は、認知症などにより自分で十分な判断をすることが困難な方に代わり、本人の権利や財産を守ることを目的とした制度です。成年後見の申し立ては本人・配偶者・親族等が行いますが、申し立てを行う人がいない場合には、市長が申し立てを行うとともに、財産が少額なため後見人等の報酬の負担が困難な被後見人については、市が報酬の助成を行うことで、成年後見制度の利用を支援します。

成年後見制度の利用促進に向けて、社会福祉協議会を、4つの機能（広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能）を担う、地域連携ネットワークの中核機関として位置づけ、地域における連携・対応強化の推進を図ります。

#### ▼現状とこれまでの取組

- ◇市民向けの成年後見制度講演会や福祉・医療従事者向けの勉強会を実施し、成年後見制度の周知・啓発に努めています。また、地域の身近な場所でも出前講座も行っています。
- ◇成年後見制度や申立て手続き等の市民の相談窓口として、随時相談を受付け、家庭裁判所や専門職につなげることで、制度理解や制度活用の充実を図っています。
- ◇相談のあったケースについては、「後見センターまるがめ<sup>27</sup>」（社会福祉協議会）の運営委員会において成年後見人等の候補者の受任調整を実施しています。

#### ▼今後の課題

- ◇市民や福祉・医療従事者の成年後見制度の理解を深め、支援の必要な人の相談や発見に速やかにつながることを重要です。
- ◇関係者が地域における権利擁護に関する課題を共有し、関係機関が連携する場を設ける必要があります。

#### ▼これからの取組

- ◇市民や関係機関の成年後見制度の理解を図るため、出前講座や講演会の開催など継続的な広報活動を実施し、身近な地域で相談できるよう相談体制の充実強化を図ります。
- ◇地域において、権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに適切な支援に結び付けていきます。
- ◇丸亀市成年後見制度利用促進協議会を開催し、地域連携ネットワークの充実強化を図ります。

▼指標	単位	実績(見込み)	計画		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受任調整件数	件	13	15	17	19

<sup>27</sup> 高齢者や障がい者の方々の判断能力や生活状況に応じて、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）等を利用し、地域で安心して暮らしていけるようサポートする機関。

## (2) 成年後見の担い手の確保

一人暮らしや認知症の高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まるとともに、後見人等が介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが多くなることが想定されます。こうした状況に対応するためには、専門職後見人以外の市民による成年後見人を中心とした支援体制を構築する必要があります。

### ▼現状とこれまでの取組

- ◇市民後見人養成講座を開催し、令和4年度末現在で市民後見人候補者が28名で、4名の方が市民後見人として活動しています。また、社会福祉協議会が監督人として就任し、市民後見人の活動を支援しながら被後見人等の生活をサポートしています。
- ◇市民後見人として選任されていない候補者は、法人後見支援員として実践的活動を行うことで、モチベーションの維持に努めています。
- ◇「後見センターまるがめ」（社会福祉協議会）と連携して、市民後見人候補者のフォローアップ研修を年6回開催し、市民後見人候補者のスキルアップを図っています。
- ◇「後見センターまるがめ」において、専門職相談を月2回実施し、相談体制の充実を図っています。

### ▼今後の課題

- ◇法人後見から市民後見人へのスムーズな移行ができるような体制づくりが必要です。
- ◇成年後見制度、任意後見制度に関する相談が増加しており、相談支援体制の強化が必要です。
- ◇成年後見制度の利用促進に合わせ、市民への「市民後見人」の活動についての理解を深めていく必要があります。

### ▼これからの取組

- ◇地域で支援が必要な方を地域の方が支援する仕組みとしての「市民後見人」の活動を市民の方が理解し、幅広く興味を持っていただくため、周知・啓発に努めていきます。
- ◇随時、市民後見人養成講座を開催し、若い世代を含めた市民後見人の養成に取り組みます。
- ◇市民後見人候補者が地域の認知症カフェや居場所等において、市民後見人の活動の周知・啓発及び相談ができるよう取り組みます。

▼指標	単位	実績(見込み)			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民後見人候補者数	人	23	33	33	33
市民後見人	人	4	6	8	10

### (3) 日常生活支援の充実

社会福祉協議会による日常生活自立支援事業において、判断能力に不安がある高齢者等を対象に、福祉サービスの利用に関する援助等を行うため、①福祉サービスの利用相談、②日常生活金銭管理、③日常的に使用する通帳・印鑑預かりサービス等を行い、高齢者等が地域において自立した生活が送れるよう支援を行っています。

#### ▼現状とこれまでの取組

◇判断能力に不安がある高齢者等が、日常生活を継続するための支援として有効に活用できるよう、相談時の情報提供等、社会福祉協議会と連携し支援を行っています。

#### ▼今後の課題

◇独居、家族との関係が疎遠な人等、金銭管理等を頼むことができる身近な親族がいない人が増加しているため、成年後見制度や生活困窮者自立支援事業<sup>28</sup>等、適切なサービスにつながるよう支援していく必要があります。

◇家族関係が希薄な人ばかりでなく、重層的に課題を持たれている家族で認知機能低下した高齢者がいる場合の対応検討が必要です。

◇本事業では支援できない行為（施設入所時の身元保証人、死後の葬式代などの支払いなど）を求められることが多々あることから、本事業に対する理解等の啓発の取り組みが必要です。

#### ▼これからの取組

◇利用者の状態の変化に応じて、権利擁護が必要な人への支援の在り方について、後見センターまるがめ（社会福祉協議会）、地域包括支援センター、福祉課、各関係機関と連携し、本人・関係者会議の開催を行い、意思決定支援を図ります。

▼指標	単位	実績(見込み)	計画		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活自立支援事業利用者 (相談除く)	回	57	62	67	72

<sup>28</sup> 生活困窮者自立支援事業：生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で、自立相談支援事業を中心に様々な支援を行うことにより、その自立の促進を図ることを目的とした事業。

## (4) 高齢者虐待の防止

高齢者虐待防止法に基づき、高齢者に対する虐待等の権利侵害を防止して、高齢者の尊厳の保持と安全で安心できる生活環境や福祉サービス利用環境の構築を目指すため、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の双方について、多面的に高齢者虐待防止対策に取り組みます。

また、在宅生活が困難な場合や認知症により判断能力がない場合は、老人福祉法による特別養護老人ホームなどへの入所措置や成年後見制度等の活用を図ります。

### ▼現状とこれまでの取組

- ◇高齢者虐待防止等実務者会議を開催し、関係機関とのネットワークの構築を図っています。
- ◇関係機関等からの通報・相談を受けた場合、早急に事実確認を行い、コア会議による判断に基づき、個別支援計画を立て支援を開始するとともに、必要に応じて県の高齢者虐待対応専門職チームと連携を取りながら対応しています。
- ◇介護サービス事業所連絡会等において、高齢者虐待の知識や理解の向上のため、介護職種への権利擁護の研修や困難な事例の対応研修を実施しています。
- ◇高齢者虐待防止マニュアルの改訂を行い、関係者への配布、事例検討会等での活用を図ることで利用促進に努めています。

### ▼今後の課題

- ◇虐待を疑う相談を含め、より早期に地域包括支援センターに通報をしてもらえよう、地域への啓発活動や関係機関等との連携協力体制が継続していく必要があります。
- ◇子どもや障がい分野など、家庭内での様々な問題が複合して虐待に発展しているケースが増えてきているため、庁内の連携協力体制の構築が必要です。
- ◇老々介護をされている家族の数年先を見据えた支援方策の検討が必要です。

### ▼これからの取組

- ◇高齢者虐待に関する、市民・事業者等への啓発を行っていくとともに、相談窓口の周知に努めます。
- ◇庁内連携を含め、迅速に対応できる体制の強化に努めます。
- ◇虐待通報を受けた場合は、事実確認を早急に行い支援を進めていくとともに、必要に応じて、高齢者虐待対応専門職チームと連携を取りながら対応を図ります。
- ◇高齢者虐待実務者会議を開催し、ネットワークの構築を図るとともに、研修会や事例検討を開催し、専門職のスキルアップを行い、地域への啓発活動を行っていきます。
- ◇高齢者虐待防止マニュアルの活用と早期発見・早期対応に繋げていきます。

▼指標	単位	実績(見込み)		計画	
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
虐待防止研修会	回	3	3	3	3

## 基本目標4 地域づくりと連携した介護予防・健康づくりの推進

### 【目指す姿】

- 「健やか まるがめ21」とあわせ、保健事業と介護予防の一体的な実施が推進されることで、元気な高齢者が増加します。
- 高齢者が地域とのつながりを持ちながら、継続的な介護予防の取り組みが行われるようになります。
- 様々な活動の場が充実し、高齢者が活動の場に出かけることで、いきいきとした毎日を過ごすことができ、健康で生きがいをもって暮らすことができます。

# 1 介護予防・健康づくりの充実

## (1) 一般介護予防事業の充実

高齢者の年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、効果的・効率的な介護予防を推進していくため、認知症や寝たきり予防等の介護予防に関する知識の普及・啓発、各種講座や介護教室等を開催します。

また、介護予防に関するボランティア等の人材育成や地域における自主的な活動を育成し、介護予防活動の拡大を支援します。

### ▼現状とこれまでの取組

- ◇体操教室として「ころぼんぞお～教室」「からだ楽しく教室」「介護予防のための体操教室」を保健福祉センターやコミュニティセンターで開催しています。「ころぼんぞお～教室」「からだ楽しく教室」については測定・検証を行い、高齢者の状態に合わせた運動処方プログラムを個人毎に提供しています。
- ◇口腔ケアに特化した「いきいき健口教室」を開催し、介護予防に取り組んでいます。
- ◇介護予防体操の指導者や体操教室の運営を補助するサポーターを養成し、そこで学んだ方々が地域の介護予防を支えるボランティアの一員として、地域の様々な集まりの場で活躍しています。
- ◇「しゃんと体操」「食生活改善」「オーラルフレイル<sup>29</sup>予防」を中讀テレビにて放映するとともに、公式YouTubeで公開する等、自主的なフレイル<sup>30</sup>予防の啓発に取り組んでいます。

### ▼今後の課題

- ◇フレイル予防のメニューが体操中心となっており、他のメニューの取り組みも必要です。また、効果・検証できる取り組みが必要です。
- ◇広く高齢者の誰もが介護予防に取り組める普及・啓発が必要です。
- ◇コロナ禍において外出自粛し、ADLが低下している層へのアプローチが課題です。
- ◇高齢者の生活維持において重要となる「聞こえ」についての総合的な取組が必要です。

### ▼これからの取組

- ◇体操に特化したものばかりではなく、聞こえ、口腔、栄養等も含んだフレイル予防に取り組めます。また、身近な場所で高齢者が集え、介護予防に取り組める新たな仕組みや啓発方法を検討します。

▼指標	単位	実績(見込み)	計画		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
フレイル予防教室開催回数	回	350	350	350	350

<sup>29</sup> オーラルフレイル：「フレイル（虚弱）」に「オーラル（歯や口腔）」をあわせた造語で、わずかなむせや食べこぼし、滑舌の低下といった口腔機能の低下から食べる機能の低下、さらには心身の機能の低下までつながる負の連鎖に警鐘を鳴らした概念。

<sup>30</sup> フレイル：病気ではないけれど、年齢とともに、筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康と要介護の間の虚弱な状態。



## (2) 住民主体の通いの場の充実

高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチするために、地域においてリハビリテーション専門職等の幅広い専門職の関与を得ながら、自立支援の取り組みとして、体操を行う住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者の通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

また、コミュニティやボランティア、民間団体との連携を深め、地域における健康づくり活動を支援します。

### ▼現状とこれまでの取組

- ◇百歳体操を切り口に住民主体の身近な場所での集まりの場を市内で展開し、ミニ健口講座や防災等様々な継続支援を行いながら、介護予防や健康づくりに取り組んでいます。
- ◇生活体制整備事業等と連動し、体操だけでなく様々な集まりの場の継続した支援を通して、住民の自主性を尊重した地域ぐるみの活動を推進しています。
- ◇互助の仕組みづくりの継続について、地域住民と一緒に考えています。

### ▼今後の課題

- ◇コロナ禍で活動が縮小・休止したところがあります。
- ◇新規の集まりの場の広がり・充実を進めていく必要があります。

### ▼これからの取組

- ◇効果を検証・数値化し、共生社会に根付いた高齢者が役割や自主性・生きがいを持って参加できるような活動の場の創設に努めます。

▼指標	単位	実績(見込み)	計画		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
元気いっぱい！長生き体操実施場所	か所	68	71	74	77

### (3) 生活習慣病重症化予防の推進

介護の大きな原因となる生活習慣病の予防と重症化予防に向けて、丸亀市健康増進計画「健やか まるがめ 21」と連携した取り組みを行っていきます。

#### ▼現状とこれまでの取組

- ◇出前講座や通いの場での理学療法士によるコグニサイズ等のフレイル予防に取り組んでいます。
- ◇必要時には健康づくり部門とも連携し、高齢者の健康に関する問題解決に取り組んでいます。

#### ▼今後の課題

- ◇他機関や庁内間で連携した介護予防や健康づくりに関しての普及・啓発が必要です。
- ◇専門職等の多職種が連携できる環境整備が必要です。

#### ▼これからの取組

- ◇通いの場等リハビリテーション専門職等との連携を推進し、自立支援に向けた取り組みを推進します。
- ◇高齢者の要介護状態への移行防止に向けて、生活習慣病の重症化を含めた予防の取組と通いの場等介護予防の取組について連携を進めるため、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。

## 2 生きがいつくりと社会参加の推進

### (1) 多様な学習活動の推進

個人の生きがいつくりにとどまらず、ボランティア活動等の社会参加活動を通して、地域とともに歩む高齢者像を築きます。

高齢社会に対応する安全・安心な暮らしと、社会参加のための学習機会の充実を図ることとして、年金や福祉等、高齢期に向けた知識や心構えに関する講座のほか、人生経験やこれまでの学びの成果を生かせる場の提供など、多様な生涯学習機会の創出を図ります。

#### ▼現状とこれまでの取組

◇コロナ禍により、社会教育施設<sup>31</sup>利用者数が令和2・3年度は指標を大幅に下回りましたが、令和4年度は指標に近い数字まで回復しています。

◇税制、介護保険制度など、受講者のニーズに合った課題に対応する講座を計画・実施できました。

#### ▼今後の課題

◇令和6年度末に生涯学習センターが閉館となることに伴い、講座数や内容について大幅な見直しが必要です。

#### ▼これからの取組

◇現代的な課題に対応する講座やニーズに合った講座を実施します。

◇高齢者のデジタルデバインド解消に向けた講座を実施します。

▼指標	単位	実績(見込み)	計画		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
社会教育施設利用者数	人	500,000	500,000	400,000	500,000
市民学級参加者数(子ども講座を除く)	人	725	600	300	400

<sup>31</sup> 社会教育施設：生涯学習センター、飯山総合学習センター、飯山東小川公民館、図書館、コミュニティセンター

## (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進

運動やスポーツは、健康の維持・増進だけでなく、生活習慣病の予防や心の健康等にも効果をもたらすことが認められています。高齢化や運動不足がもたらす体力・運動能力の低下への取り組みとして、誰もが健康、体力づくりに取り組むことができるよう、市民の健康体力づくりを推進します。

市では、運動やスポーツを始めるきっかけを提供するために、誰でも気軽に始めることのできるニュースポーツ<sup>32</sup>を紹介するなど、高齢者が身体を動かす機会の創出を図っています。さらに、豊かな自然を活かし、里山歩きや様々なスポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。

### ▼現状とこれまでの取組

◇丸亀市スポーツ推進委員連絡協議会の主催による60歳以上の市内勤務・居住者を対象としたスポーツイベント「シニアスポーツ大会」は、コロナ禍で3年間開催できませんでしたが、令和5年度に4年ぶりに開催できました。

### ▼今後の課題

◇「シニアスポーツ大会」の参加者数が横ばいのため、土日開催や新種目の組み入れの検討が必要です。

### ▼これからの取組

◇スポーツ推進委員や参加者などの意見をもとにニーズにあった大会運営を行います。

▼指標	単位	実績(見込み)	計画		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シニアスポーツ大会延べ参加者数	人	61	70	70	70

<sup>32</sup> ニュースポーツ：年齢や体力に関係なく参加でき、勝敗よりも「人とのつながり」や「健康づくり」を重点にしたスポーツで、ペタンクやグラウンドゴルフ、ディスクゴルフ、スポーツ吹き矢等がある。

### (3) 老人クラブ活動の充実

老人クラブは、60歳以上の者を会員とする自主的な組織で、健康づくりや地域貢献などの目的で設置されています。

定年延長により高齢者の社会参加が多様的となり、高齢者の社会参加は重要な課題となっています。老人クラブ活動に参加することで、地域社会との交流の機会が増え、生きがいづくりや介護予防につながっています。本市では、令和4年度末現在138クラブ（会員数5,949人）が活動を行っています。

#### ▼現状とこれまでの取組

◇健康増進のための教室や講演、見守り活動や友愛訪問等の社会奉仕活動、スポーツ活動、文化活動等を行う丸亀市老人クラブ連合会や単位クラブの活動を支援し、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを促進しています。

#### ▼今後の課題

◇会員数の減少や高齢化、リーダーの人材不足により解散するクラブが増加していることから、事業主体の魅力づくりや活動の活性化に向けた取り組みが必要です。  
◇他事業との連携を図ることで、新たな生きがいづくりの仕組みを検討する必要があります。

#### ▼これからの取組

◇高齢者の生きがいづくりや社会活動への参加促進のため、老人クラブは重要な役割を果たしていることから、引き続き支援を継続します。  
◇丸亀市老人クラブ連合会には、リーダーや単位クラブ育成のための事業強化を図るよう働きかけ、単位クラブには、会員の加入を促進し活動を活性化する取り組みを行うよう働きかけていきます。

▼指標	単位	実績(見込み)	計画		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
老人クラブ数	クラブ	136	136	136	136
老人クラブ会員数	人	5,703	5,700	5,700	5,700

#### (4) 就労の支援

就労を希望する高齢者が、地域の日常生活に密着した仕事に就くことにより、社会参加の促進が図れるとともに、健康や介護予防、生きがいの創出につながります。

シルバー人材センターは、おおむね 60 歳以上で、健康で働く意欲のある高齢者に就労の機会を確保するとともに、生きがいの創出や社会参加の促進を図るために設立され、会員に地域の臨時的・短期的な仕事を提供しています。

##### ▼現状とこれまでの取組

◇高齢者の就労機会の確保、生きがいの創出や社会参加の促進を図るため、高齢者に地域の臨時的・短期的な就業の場を提供しているシルバー人材センターの運営を支援しています。

##### ▼今後の課題

◇シルバー人材センター会員の加入促進や、多様な就業ニーズに対応するための会員の資質向上に取り組む必要があります。  
◇地域の担い手・働き手として、現役世代を支える分野への就業開拓が求められています。

##### ▼これからの取組

◇高齢者の生きがい充実や社会参加の促進、地域の担い手・働き手として、丸亀市シルバー人材センターは重要な役割を果たしていることから、引き続き支援を継続します。  
◇丸亀市シルバー人材センターには、会員の加入促進、会員の資質向上に向けた取り組みを行うよう働きかけるとともに、地域の担い手・働き手として、地域社会に貢献できる分野への就業開拓を働きかけていきます。

▼指標	単位	実績(見込み)	計画		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シルバー人材センター会員数	人	905	905	905	905
シルバー人材センター受注件数	件	8,900	8,950	9,000	9,000
シルバー人材センター延べ就業人数	人	105,500	106,000	106,000	106,000

## 第5章 介護保険等サービス見込量

### 1 要介護・要支援認定者数の推計

人口推計と要介護等認定者発生率の実績を勘案し、第9期期間中の各年度の要介護・要支援認定者数を推計しました。令和5年度から令和8年度の3年間に5,676人から5,807人と131人の増加を見込んでいます。

単位：人

	第8期（実績）			第9期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総数	5,473	5,519	5,676	5,702	5,740	5,807
要支援1	745	750	833	832	824	830
要支援2	1,141	1,143	1,177	1,186	1,185	1,192
要介護1	1,113	1,123	1,123	1,110	1,121	1,134
要介護2	815	840	860	886	903	917
要介護3	613	618	616	622	634	647
要介護4	637	652	669	681	692	703
要介護5	409	393	398	385	381	384
うち第1号被保険者数	5,354	5,404	5,570	5,598	5,636	5,703
要支援1	736	739	823	822	814	820
要支援2	1,117	1,120	1,156	1,165	1,164	1,171
要介護1	1,099	1,108	1,114	1,102	1,113	1,126
要介護2	781	813	836	864	881	895
要介護3	606	608	604	609	621	634
要介護4	619	635	653	665	676	687
要介護5	396	381	384	371	367	370
第1号被保険者における認定率	16.7	16.8	17.3	17.4	17.6	17.9

※各年度9月末時点

単位：人

	第11期（見込み）	第13期以降（見込み）		
	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
総数	6,176	6,605	6,615	6,180
要支援1	901	943	905	849
要支援2	1,278	1,359	1,331	1,245
要介護1	1,227	1,329	1,300	1,207
要介護2	967	1,038	1,066	997
要介護3	663	706	738	695
要介護4	740	803	830	770
要介護5	400	427	445	417
うち第1号被保険者数	6,073	6,505	6,523	6,096
要支援1	891	934	896	841
要支援2	1,257	1,339	1,313	1,228
要介護1	1,219	1,321	1,292	1,200
要介護2	945	1,016	1,047	979
要介護3	651	694	727	685
要介護4	724	787	816	757
要介護5	386	414	432	406
第1号被保険者における認定率	19.3	21.0	20.2	18.8

※各年度9月末時点

## 2 介護保険施設・地域密着型サービスの整備計画

### (1) 介護保険施設

介護保険施設については、要介護者等が在宅での生活継続が困難となった場合に、入所等により安心して暮らすことができるよう、必要な整備を行っていく必要があります。

本計画期間においては、第8期のサービス利用実績（見込み）が現在整備されている施設定員に達していない状況にあり、第9期におけるサービス利用の見込みに対する施設定員は概ね必要量を確保できていると想定されていることから、新規整備は見送ることとします。今後も利用状況・サービス提供事業者の動向、中長期的なサービス需要の見込み等を勘案しながら、計画的な基盤整備を検討していきます。

### (2) 地域密着型サービス

高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた自宅や地域において生活を継続することができる地域包括ケアシステムのさらなる推進に向けて、地域密着サービスの充実を図っていく必要があります。

第8期では、定期巡回・臨時対応型訪問介護看護の指定を行い、在宅での医療的なニーズへの対応が充実されました。

第9期については、概ね必要量が確保できていると想定されることから、新たな施設サービスは行わず、現状の提供体制の確保に努めていきます。

今後も必要となるサービス需要を中長期的に見極めながら、サービスを確保できるための施設整備を推進していきます。

	R5 年度末	第9期の整備計画		
		R6 年度	R7 年度	R8 年度
小規模多機能型居宅介護	4 施設 定員 116 人	—	—	—
看護小規模多機能型居宅介護	2 施設 定員 58 人	—	—	—
定期巡回・臨時対応型訪問介護看護	1 施設	—	—	—
認知症対応型共同生活介護	12 施設 定員 171 人	—	—	—



### 3 介護保険サービス量の見込み

第9期計画期間中の各年度の介護保険サービスの利用回数及び利用人数の見込みは、過去の実績等を勘案し、以下のとおり計画しました（介護給付は要介護者、予防給付は要支援者への保険給付、利用回（日）数及び利用人数は1月当たりの数）。

#### (1) 居宅サービス量の見込み

##### ① 訪問介護

居宅において、入浴・排せつ・食事等の身体介護や、調理・掃除・洗濯等の生活援助等が受けられるサービスです。

なお、生活援助については、一人暮らし又は同居家族等が障がいや疾病のため、本人や同居家族が家事等を行うことが困難な場合のみ利用できます。

		第8期実績（見込み）			第9期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護給付	利用回数（回）	13,461	13,812	14,493	14,586	14,867	15,241
	利用人数（人）	571	609	638	642	654	668

##### ② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

居宅において、専用の浴槽（移動入浴車）を使用し、介護士や看護師から入浴の補助が受けられるサービスです。

		第8期実績（見込み）			第9期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護給付	利用回数（回）	229	230	211	248	258	258
	利用人数（人）	41	40	37	43	45	45
予防給付	利用回数（回）	6	1	0	0	0	0
	利用人数（人）	1	0	0	0	0	0

### ③ 訪問看護・介護予防訪問看護

疾患等を抱えている方が居宅において、看護師等から療養上の世話や診療の補助が受けられるサービスです。

		第8期実績（見込み）			第9期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護給付	利用回数（回）	2,784	3,003	3,670	3,828	4,025	4,176
	利用人数（人）	233	260	315	330	347	360
予防給付	利用回数（回）	362	403	382	421	421	421
	利用人数（人）	42	45	44	48	48	48

### ④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

居宅での日常生活行為を向上させる訓練を必要とする方が、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等によるリハビリテーションを居宅において受けられるサービスです。

		第8期実績（見込み）			第9期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護給付	利用回数（回）	431	300	398	470	470	501
	利用人数（人）	30	21	26	31	31	33
予防給付	利用回数（回）	31	31	20	29	29	29
	利用人数（人）	2	3	2	3	3	3

### ⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅において、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等から療養上の管理及び指導が受けられるサービスです。

		第8期実績（見込み）			第9期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護給付	利用人数（人）	334	354	406	409	416	425
予防給付	利用人数（人）	28	36	35	37	37	37

## ⑥ 通所介護

通所介護施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。（デイサービスとも言います。）

		第8期実績（見込み）			第9期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護給付	利用回数（回）	8,919	8,538	8,188	8,647	8,825	8,988
	利用人数（人）	695	690	653	691	705	718

## ⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

老人保健施設や病院等において、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るため、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを受けられるサービスです。（デイケアとも言います。）

		第8期実績（見込み）			第9期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護給付	利用回数（回）	4,924	4,517	4,578	4,745	4,830	4,927
	利用人数（人）	496	475	471	488	497	507
予防給付	利用人数（人）	402	404	428	431	431	432

## ⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。

		第8期実績（見込み）			第9期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護給付	利用回数（日）	3,996	4,241	4,250	4,280	4,408	4,464
	利用人数（人）	203	222	230	232	239	242
予防給付	利用回数（日）	100	67	70	74	74	79
	利用人数（人）	9	9	16	17	17	18

### ⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、その他の必要な医療と日常生活上の世話等が受けられるサービスです。

		第8期実績（見込み）			第9期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護給付	利用回数（日）	153	78	68	87	87	87
	利用人数（人）	14	10	11	14	14	14
予防給付	利用回数（日）	1	4	0	0	0	0
	利用人数（人）	0	0	0	0	0	0

### ⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活の便宜を図り、自立を助けるための歩行器や歩行補助つえ等の介護予防に資する福祉用具を貸与するサービスです。

		第8期実績（見込み）			第9期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護給付	利用人数（人）	1,255	1,303	1,357	1,373	1,401	1,431
予防給付	利用人数（人）	838	871	893	898	894	900

### ⑪ 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

日常生活の便宜を図り、自立を助けるための福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具を購入した場合に、その購入費（年間10万円が上限）の一部を支給するサービスです。

		第8期実績（見込み）			第9期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護給付	利用人数（人）	21	21	22	23	23	23
予防給付	利用人数（人）	16	17	20	21	20	21

## ⑫ 住宅改修費・介護予防住宅改修費

居宅における日常生活の自立のため、手すりの取り付けや床等の段差解消の工事等を行った場合に、その費用（20万円が上限）の一部を支給するサービスです。

		第8期実績（見込み）			第9期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護給付	利用人数（人）	14	12	19	20	21	21
予防給付	利用人数（人）	16	18	21	22	24	26

## ⑬ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウス等の特定の施設（要届出）に入居する要支援者・要介護者が、入浴・排せつ・食事等の介護や、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。

		第8期実績（見込み）			第9期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護給付	利用人数（人）	134	128	111	111	111	111
予防給付	利用人数（人）	38	39	38	38	38	38

## ⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

介護サービス等を適切に利用できるよう、居宅介護支援事業者等が、要介護者等の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行うサービスです。

		第8期実績（見込み）			第9期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護給付	利用人数（人）	1,840	1,868	1,874	1,890	1,927	1,968
予防給付	利用人数（人）	1,007	1,044	1,073	1,086	1,090	1,100

## (2) 施設サービス量の見込み

### ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護者が入所し、日常生活上の支援や介護が受けられる施設のことです。

対象者は、原則として要介護3以上の方ですが、在宅での日常生活が困難である等、やむを得ない事情がある場合には、要介護1・2の方でも入所することができます。

		第8期実績（見込み）			第9期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護給付	利用人数（人）	399	394	390	390	390	390

### ② 介護老人保健施設

医療施設等での治療を終え状態が安定している要介護者が入所し、医師や看護師、介護福祉士等から在宅生活を送るための看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。

		第8期実績（見込み）			第9期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護給付	利用人数（人）	396	393	376	376	376	376

### ③ 介護療養型医療施設／介護医療院

緊急を要する治療を終え、長期の療養を必要とする要介護者が入所し、医師や看護師等から看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。

#### ・介護療養型医療施設

		第8期実績（見込み）			第9期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護給付	利用人数（人）	1	1	1			

#### ・介護医療院

		第8期実績（見込み）			第9期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護給付	利用人数（人）	25	31	34	35	35	35

### (3) 地域密着型サービス量の見込み

#### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を受けられるサービスです。

		第8期実績（見込み）			第9期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護給付	利用人数（人）	3	1	1	5	5	5

#### ② 地域密着型通所介護

通所介護サービスのうち定員18人以下の小規模の事業者が行うサービスです。

		第8期実績（見込み）			第9期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護給付	利用回数（回）	2,410	2,440	2,594	2,719	2,773	2,825
	利用人数（人）	234	236	251	262	267	272

#### ③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要支援・要介護者が通所介護施設等に通り、入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話等が受けられるサービスです。

		第8期実績（見込み）			第9期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護給付	利用回数（回）	260	143	34	118	118	118
	利用人数（人）	21	12	4	14	14	14
予防給付	利用回数（回）	0	0	0	0	0	0
	利用人数（人）	0	0	0	0	0	0

#### ④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援・要介護者が通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問、泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスを受けられます。

		第8期実績（見込み）			第9期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護給付	利用人数（人）	74	78	76	80	81	84
予防給付	利用人数（人）	18	9	7	13	13	13

### ⑤ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要支援・要介護者が、身近な施設（グループホーム）において少人数（9人まで）で共同生活を送りながら、家庭的な環境のもとで入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。

		第8期実績（見込み）			第9期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護給付	利用人数（人）	147	150	160	161	162	163
予防給付	利用人数（人）	2	0	0	0	0	0

### ⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行い、利用者の能力に応じた、自立した日常生活を営むことができるようにする目的で提供されるサービスです。

		第8期実績（見込み）			第9期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護給付	利用人数（人）	29	29	30	30	30	30

### ⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

居宅での介護が困難な要介護者が入所し、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話が受けられる施設サービスです。

入所定員が29人以下の小規模特別養護老人ホームで、入所者が能力に応じて自立した日常生活を送ることを目指します。

		第8期実績（見込み）			第9期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護給付	利用人数（人）	98	80	77	80	80	80

### ⑧ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた複合型サービス事業所において、医療・看護ニーズの高い要介護者を地域で支えていくサービスです。

		第8期実績（見込み）			第9期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護給付	利用人数（人）	26	32	62	63	65	66



## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 推進体制の整備・強化

本計画の基本理念とする「高齢者が生きがいを持って 安心して 自分らしく生活できるまちづくり」を実現するためには、行政による支援のみならず、地域住民や関係機関・団体、サービス提供事業者等による連携した取り組みが必要となります。

今後、高齢者が抱える多様な課題への対応を図るため、健康福祉部局を中心に、住まい、生涯学習、スポーツなど庁内関連部局との相互連携を図り、総合的な支援に取り組むとともに、地域における福祉の担い手の育成・支援に努め、地域全体で高齢者それぞれの状況に応じた支援が包括的に確保される仕組みづくりを進めていきます。

また、地域包括ケアシステムのさらなる深化、推進に向けては、市民一人ひとりの取り組みや地域住民同士の相互扶助への取り組みが不可欠であることから、情報の提供と共有を積極的に行う等の啓発に努めます。

### 2 災害や感染症対策に係る体制整備

#### (1) 災害時に対する備えの充実

地震や台風、豪雨など自然災害が発生したとき、慌てず安全な行動をとるために、日頃から災害に対する心構えや備えが重要です。

防災関係機関等と連携し、介護事業所等に対し、定期的な実際の災害に即した避難訓練の実施を促すとともに防災の啓発に努めます。また、介護事業所における災害発生時に必要な物資の備蓄・調達、輸送体制の整備に努めます。

感染症や自然災害が発生した場合にも、利用者に対して必要なサービスを安定的・継続的に提供するために、令和6年度より介護サービス事業所において業務継続計画（BCP）の策定が義務化されることから、業務継続計画（BCP）作成後の研修及び訓練の実施の促進等の支援を行います。

#### (2) 感染症に対する備えの充実

介護事業所等と連携し、介護に携わる人たちが感染症に対する正しい知識を習得し、感染症発生時でも必要としている人へのサービスが提供できる体制の整備に努めます。また、県や保健所、関係機関等と連携して、介護事業所における感染症対策に必要な物資の備蓄・調達、輸送体制の整備に努めます。

感染症や自然災害が発生した場合にも、利用者に対して必要なサービスを安定的・継続的に提供するために、令和6年度より介護サービス事業所において業務継続計画（BCP）の

策定、感染症の予防及びまん延防止のための措置が義務化されることから、情報提供等の支援を行います。

### 3 介護給付の適正化

今後、一層の高齢化が見込まれる中、介護保険制度が信頼を得て持続可能な制度とするためには、不適切な介護サービスの削減に努め、利用者に適切なサービスを提供し、介護給付費や介護保険料の上昇抑制に配慮していくことが求められます。

介護サービスを必要とする被保険者を適切に認定し、利用者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう国の示す介護給付適正化主要3事業①要介護認定の適正化、②ケアプラン等の点検（ケアプラン点検、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査）③医療情報との突合・縦覧点検のほか、事業所への運営指導等、「第6期丸亀市介護給付適正化計画」に基づき、引き続き着実な取り組みを進めます。

### 4 保険者機能強化推進交付金等の活用

保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金（以下「保険者機能強化推進交付金等」という。）は、保険者機能の強化を図る観点から、国が定める評価指標に基づき、市町村及び都道府県が行う様々な取組の評価を行い、その結果に応じて交付金を交付する仕組みです。

保険者機能強化推進交付金等を活用して、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な取り組みを進めるとともに、新たな事業への積極的な展開を含めて、各種施策の一層の強化を図ります。

### 5 計画の点検及び評価

本計画に基づく施策を円滑に進めるためには、目標の達成状況の点検及び評価を定期的に行い、その結果を公表し、市民の意見を反映させていくことが重要になります。

本計画の期間内においても、地域活動の状況や各施策の実施状況、要介護等認定者の推移や介護サービスの利用状況等の把握に努めるとともに、計画の進捗状況に関して幅広い関係者から意見を聴取するため、「丸亀市福祉推進委員会」を適宜開催し、「基本目標に対する成果指標」を目安としながら、計画の推進にあたっての課題の抽出、検討を行います。

また、検討の結果に基づいた対策を実施したうえで、次期計画期間における取り組みに反映させるなど、計画の適切な進行管理に努めます。

# 資料

## 1 前計画の基本目標に対する成果指標の達成状況

### 【前計画の施策体系】

基本目標	重点課題	施策
【基本目標 1】 医療や介護が必要になっても、可能な限り在宅で生活できる体制づくり	1 医療・介護の連携強化	(1) 在宅医療・介護連携推進事業の推進
	2 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備	(1) 介護サービスの基盤整備と供給量の確保
		(2) 介護サービスの質的向上
		(3) 介護人材の確保・育成の支援及び業務の効率化
3 高齢者の住まいの確保	(1) 高齢者が安心して暮らせる住まいの推進	
【基本目標 2】 支援を要する高齢者を支える体制づくり	1 要支援者や一人暮らし高齢者等を支えるサービスの充実	(1) 介護予防・生活支援サービス事業の充実
		(2) 高齢者福祉事業の充実
	2 高齢者を支える地域の体制づくり	(1) 地域の支え合いづくり
		(2) 地域のネットワークづくり
		(3) 地域ケア会議の推進
		(4) 高齢者の移動支援
(5) 災害時等の高齢者支援		
【基本目標 3】 認知症の人が自分らしく生活できる地域づくり	1 認知症施策の推進	(1) 認知症に関する普及啓発の推進
		(2) 早期に対応・支援できる体制づくり
		(3) 認知症高齢者・家族への支援体制の整備
		(4) 認知症の人々を支える地域づくり
	2 権利擁護の推進	(1) 権利擁護の地域連携ネットワークの構築
		(2) 成年後見の担い手の確保
		(3) 日常生活支援の充実
		(4) 高齢者虐待の防止
【基本目標 4】 地域づくりと連携した介護予防・健康づくりの推進	1 介護予防・健康づくりの充実	(1) 一般介護予防事業の充実
		(2) 住民主体の通いの場の充実
		(3) 生活習慣病重症化予防の推進
	2 生きがいくくりと社会参加の推進	(1) 多様な学習活動の推進
		(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進
		(3) 老人クラブ活動の充実
		(4) 就労の支援

成果指標	(前計画)基本目標				当初現状 (令和2年度)	現状 (令和5年度)	目標 (令和5年度)
	1	2	3	4			
1 中重度(要介護3～5)の要介護認定者の在宅率	○		○		46.4%	46.3%	
2 新規要介護等認定者の平均年齢		○		○	81.7歳	82.1歳	
3 地域活動への参加状況 (アンケート調査結果)				○	29.1%	26.6%	
4 主観的健康感がよい高齢者の割合 (アンケート調査結果)				○	77.6%	77.9%	
5 主観的幸福感が高い高齢者の割合 (アンケート調査結果)				○	71.3%	72.4%	

※1 指標1は令和3年度介護保険事業状況報告(年報)より

※2 指標2は地域包括ケア「見える化」システムより(令和3年)

※3 指標3は何らかの活動に週1回以上参加している高齢者(収入のある仕事を除く)、指標5は幸せの程度が6点以上の高齢者の割合

※4 アンケート調査結果(指標3～5)は無回答を除く割合を集計している。

## 【参考】

### 1 中重度(要介護3～5)の要介護認定者の在宅率

	中重度(要介護3～5)の 要介護認定者	中重度(要介護3～5)の 施設・居住系サービス 利用者数	中重度(要介護3～5)の 在宅者	在宅率
丸亀市	1,626	873	753	46.3%
香川県	20,277	9,825	10,452	51.5%
全国	2,378,212	1,111,583	1,266,629	53.3%

資料：令和3年度介護保険事業状況報告(年報)

### 2 新規要介護等認定者の平均年齢

丸亀市	82.1歳
香川県	82.1歳
全国	81.5歳

資料：地域包括ケア「見える化」システムより(令和3年)

## 2 前計画の指標の取組状況

### (前計画) 基本目標 1 医療や介護が必要になっても、可能な限り在宅で生活できる仕組みづくり

- 1 医療・介護の連携強化
- 2 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- 3 高齢者の住まいの確保

▼指標	単位	令和3年度		令和4年度	
		計画	実績	計画	実績
多職種連携研修会	回	8	6	8	7
まんでネットの部屋の開設数	人	280	259	310	268
養護老人ホーム定員数	人	155	155★	155	155★

※ ★印は、実績値が計画値以上になった項目です。

### (前計画) 基本目標 2 支援を要する高齢者を支える体制づくり

- 1 要支援者や一人暮らし高齢者等を支えるサービスの充実
- 2 高齢者を支える地域の体制づくり

▼指標	単位	令和3年度		令和4年度	
		計画	実績	計画	実績
緩和基準型の訪問サービス（訪問型サービスA）利用者	人	30	11	40	11
生活支援コーディネーターの配置	コミュニティ	7	8★	8	9★
協議体の設置	コミュニティ	10	8	13	9
助け合い事業実施	コミュニティ	7	7★	8	7
地域ケア個別会議	回	15	15★	18	13
地域ケア推進会議	回	3	1	3	1
高齢者の移動手段確保事業の実施	コミュニティ	7	7★	8	7

※ ★印は、実績値が計画値以上になった項目です。

### (前計画) 基本目標3 認知症の人が自分らしく生活できる地域づくり

- 1 認知症施策の推進
- 2 権利擁護の推進

▼指標	単位	令和3年度		令和4年度	
		計画	実績	計画	実績
認知症キッズサポーター養成講座	回	15	15★	15	15★
認知症ジュニアサポーター養成講座	回	5	5★	5	5★
認知症初期集中支援チーム対応件数	件	45	43	45	37
介護支援講座	回	6	5	6	6★
認知症カフェ開催	か所	15	15★	15	15★
認知症サポーター数(累計)	人	14,500	15,454★	16,000	17,544★
受任調整件数	件	7	7★	10	11★
市民後見人候補者数	人	25	28★	25	28★
市民後見人	人	6	6★	8	4
日常生活自立支援事業利用者(相談除く)	回	55	52	60	55
虐待防止研修会	回	3	1	3	3★

※ ★印は、実績値が計画値以上になった項目です。

### (前計画) 基本目標4 地域づくりと連携した介護予防・健康づくりの推進

- 1 介護予防・健康づくりの充実
- 2 生きがいくくりと社会参加の推進

▼指標	単位	令和3年度		令和4年度	
		計画	実績	計画	実績
運動教室開催回数	回	400	305	400	387
元気いっぱい！長生き体操実施場所	か所	65	51	75	46
社会教育施設利用者数	人	490,000	408,590	495,000	492,076
市民学級参加者数(子ども講座を除く)	人	470	502★	485	548★
シニアスポーツ大会延べ参加者数	人	80	中止	80	中止
老人クラブ数	クラブ	144	142	144	138
老人クラブ会員数	人	6,600	6,216	6,600	5,949
シルバー人材センター会員数	人	990	913	990	908
シルバー人材センター受注件数	件	9,600	8,866	9,600	8,619
シルバー人材センター延べ就業人数	人	118,000	105,017	118,000	105,270

※ ★印は、実績値が計画値以上になった項目です。